

官報

號外 昭和二十一年十二月二十日

第九十二回 帝國議會 衆議院議事速記録第十三號

昭和二十一年十二月十九日(大曜日)

午後一時四十八分開議

議事日程 第十二號

昭和二十一年十二月十九日

午後一時開議

第一 議院法の特例に関する法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會

第二 參議院議員選舉法案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會

第三 衆議院議員選舉法第十二條の特例等に関する法律案(政府提出)

第一讀會

〔朗讀を省略した報告〕

一、政府から提出された議案は次ぎの通りである。

(改第二號)昭和二十一年度改定歳入歳出總豫算追加案

(改第三號)昭和二十一年度改定歳入歳出總豫算追加案

衆議院議員選舉法第十二條の特例等に関する法律案

(以上十二月十八日提出)

一、昨十八日吉田内閣總理大臣から次ぎの通り發令があつた旨の通牒を受領した。

復員事務官 山本丑之助

第九十一回帝國議會政府委員

一、昨十八日議長において次ぎの通り

常任委員辭任の許可があつた。

第五部選出豫算委員 田中 たつ君

一、昨十八日議長において次の委員を選定した。

國會法案(大野伴陸君外十九名提出)委員

- 加藤 一雄君 木島 義夫君
- 木村 公平君 庄司 一郎君
- 高橋 英吉君 竹内 茂代君
- 坂東幸太郎君 平岡 良藏君
- 廣川 弘禪君 本田 英作君
- 亘 四郎君 井上 知治君
- 荊木 一久君 太田秋之助君
- 古賀喜太郎君 齋藤 てい君
- 鈴木 明良君 西山富佐太君
- 日比野民平君 宮原 庄助君
- 淺沼稻次郎君 大矢 省三君
- 中村 高一君 細田 綱吉君
- 細野三千雄君 森本 義天君
- 山花 秀雄君 宇田 國榮君
- 大橋 喜美君 松本 瀧藏君
- 松本六太郎君 井出一太郎君

增加所得稅法案(政府提出)委員

- 久保 猛夫君 鈴木 憲一君
- 中野 四郎君 高倉 輝君
- 井田 友平君 稻田 直道君
- 今井 はつ君 大井直之助君
- 河原田 巖君 川西 清君
- 神田 博君 田中 重彌君
- 田中 実司君 西村 久之君
- 松浦 薫君 森 曉君
- 天野 久君 小池新太郎君
- 白木 一平君 國司 安正君
- 原 拾思君 舟崎 由之君
- 細川八十八君 松岡 運君
- 山口光一郎君 井上 良次君
- 加藤 鐵造君 佐竹 晴記君
- 齋谷 昇次君 島田 晋作君
- 町田 三郎君 松永 義雄君
- 松本 淳造君 赤澤 正道君
- 駒井 藤平君 二階堂 進君
- 的場金右衛門君 井出一太郎君
- 久芳庄二郎君 疋田 敏男君

○議長(山崎猛君) これより會議を開きます。日程第一、議院法の特例に関する法律案の第一讀會を開きます。幣原國務大臣。

第一 議院法の特例に関する法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會

議院法の特例に関する法律案

今期の帝國議會において兩議院の議決を経た議案については、議院法第三十二條の規定は、これを適用しない。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

〔國務大臣男爵幣原喜重郎君登壇〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。理由を御説明申し上げます。

御承知の通り兩議院の議決を経た議案で、裁可せられましたものは、議院法第三十二條の規定によりまして、次ぎの會期までに公布せられなければならぬということになっております。

しかるに今期の帝國議會閉會後、引き続き通常議會が召集せられることになつていたのであります。従つて閉會

間際に兩院の議決を経ました議案等は、その公布の手續を考へてみますると、次ぎの會期までに公布を了し

ることは、事實上不可能に終る場合も豫想し得られるのでありますから、この特別法案を立案いたしました次第であり

ます。何とぞ御審議の上御協賛あらんことを希望いたします。

○議長(山崎猛君) 本案の審査を付託すべき委員の選舉についておはかりいたします。

○山口喜久一郎君 本案は大野伴陸君外十九名提出國會委員に併せ付託せられんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 山口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

日程第二、參議院議員選舉法案の第一讀會を開きます。大村内務大臣。

第二 參議院議員選舉法案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

參議院議員選舉法案

第一章 總則

第二章 選舉所及び被選舉權

第三章 選舉

第四章 投票

第五章 開票

第六章 選舉會及び選舉分会

第一節 地方選出議員の選舉會

第二節 全國選出議員の選舉分会及び選舉會

第一款 選舉分会

第二款 選舉會

第七章 議員候補者及び当選人

第一節 地方選出議員の議員候補者及び当選人

第二節 全国選出議員の議員候補者及び当選人

第八章 議員の任期及び補欠

第九章 訴訟

第十章 選挙運動

第十一章 罰則

第十二章 補則

附則

別表

衆議院議員選挙法

第一章 総則

第一條 衆議院議員の定数は、二百五十人とし、そのうち、百五十人を地方選出議員、百人を全国選出議員とする。

地方選出議員は、各選挙区において、これを選挙する。その選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、別表でこれを定める。

全国選出議員は、全都道府縣の区域を通じて、これを選挙する。

第二條 投票区及び開票区は、衆議院議員の選挙の投票区及び開票区による。

第三條 衆議院議員の選挙権を有する者は、衆議院議員の選挙権を有する。

第四條 日本國民で年齢三十年以上

の者は、衆議院議員の被選挙権を有する。

第五條 禁治産者及び准禁治産者並びに徴役又は禁錮の刑にせられその執行を終り又は執行を受けることがなくなるまでの者は、被選挙権を有しない。

第六條 全国選出議員選挙管理委員、都議会議員選挙管理委員、道府縣議会議員選挙管理委員及び市町村議会議員選挙管理委員、全国選出議員選挙管理委員会、都議会議員選挙管理委員会及び市町村議会議員選挙管理委員会、道府縣議会議員選挙管理委員会、市町村議会議員選挙管理委員会及び市町村議会議員選挙管理委員会、選挙管理委員会及び市町村議会議員選挙管理委員会、選挙管理委員会の書記、投票管理

者、開票管理者、選挙分會長及び選挙長並びに選挙事務に關係のある官吏及び吏員は、その關係区域内においては、被選挙権を有しない。

第七條 在職の裁判官、検察官、会計検査官、收税官吏及び警察官吏は、被選挙権を有しない。

第八條 衆議院議員と兼ねることのできない職にある者は、衆議院議員とも兼ねることができない。

第九條 通常選挙は、議員の任期が終る日の前三十日以内にこれを行う。

前項の規定により通常選挙を行うべき期間が衆議院開会中又は衆議院閉会の日から三十日以内にか

かる場合においては、通常選挙は、衆議院閉会の日から三十一日以後三十五日以内にこれを行う。

通常選挙の期日は、少くとも三十日前にこれを公示しなければならない。

第十條 選挙は、投票によりこれを行う。

第十一條 衆議院議員の選挙には、衆議院議員選挙人名簿を用いる。

第十二條 地方選出議員の選挙に関する事務は、都議会議員選挙管理委員会及び道府縣議会議員選挙管理委員会、市町村議会議員選挙管理委員会、選挙管理委員会及び市町村議会議員選挙管理委員会、選挙管理委員会の書記、投票管理

者、開票管理者、選挙分會長及び選挙長並びに選挙事務に關係のある官吏及び吏員は、その關係区域内においては、被選挙権を有しない。

第十三條 全国選出議員の選挙に関する事務を管理させるため、全国選出議員選挙管理委員会を置く。

第十四條 全国選出議員選挙管理委員は、衆議院においてその議員の中からこれを選挙する。

第十五條 全国選出議員選挙管理委員の任期は、三年とする。但し、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

員会は、全国選出議員の選挙に関する事務については、都議会議員選挙管理委員会及び道府縣議会議員選挙管理委員会を指揮監督する。

都議会議員選挙管理委員会及び道府縣議会議員選挙管理委員会は、全国選出議員の選挙に関する事務については、市町村議会議員選挙管理委員会を指揮監督する。

第十六條 全国選出議員選挙管理委員会は、委員の中から委員長一人を選挙しなければならない。

第十七條 全国選出議員選挙管理委員会は、委員の半分以上の出席がなければ会議を開くことができない。

第十八條 全国選出議員選挙管理委員会は、委員長の指揮を受け、委員会に関する事務に従事させる。

第十九條 この法律及びこれに基いて発する命令に規定するもの外、全国選出議員選挙管理委員会に關し必要な事項は、委員会がこれを定める。

第二十條 投票は、地方選出議員及

び全国選出議員ごとに一人一票に限る。

第二十一條 投票管理者は、衆議院議員の選挙権を有する者の中から市町村議会議員選挙管理委員会の選任した者を以て、これに充てる。

地方選出議員の選挙と全国選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村議会議員選挙管理委員会は、地方選出議員の投票管理者を同時に全国選出議員の投票管理者とすることが出来る。

投票管理者は、投票に関する事務を担当する。

第二十二條 市町村議会議員選挙管理委員会は、各投票区における選挙人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、五人乃至九人の投票立会人を選任しなければならない。

前項の規定による投票立会人が三人に達しなくなつたとき、又は投票立会人で参会する者が投票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなつたときは、投票管理者は、その投票区における選挙人名簿に記載された者の中から三人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ちあわせなければならない。

第四章 投票

第四十一條 第二十二條の規定は、

選挙立会人にこれを準用する。

第四十二條 選挙長は、すべての開票管理から第三十二條第三項の報告を受けた日又はその翌日に選挙会を開き、選挙立会人立会の上、その報告を調査しなければならない。

選挙の一部が無効となり更に選挙を行つた場合において、第三十二條第三項の報告を受けたときは、選挙長は、前項の例により、他の部分の報告とともに、更にこれを調査しなければならない。

第四十三條 選挙長は、選挙録を作り、選挙会に関する次第を記載し、選挙立会人とともに、これに署名しなければならない。

選挙録は、第三十二條第三項の報告に関する書類と併せて、都議会議員選挙管理委員会又は道府議会議員選挙管理委員会において、議員の任期満これを保存しなければならない。

第四十四條 第二十六條本文の規定は、選挙会にこれを準用する。

第四十五條 この法律及びこれに基づいて発する命令に規定するもの外、選挙会については、衆議院議員の選挙の選挙会の例による。

第二節 全国選出議員の選挙分会及び選挙会

第一款 選挙分会

第四十六條 選挙分会は、都道府縣廳又は選挙分会長の指定した場所で行つた場合において、第四十七條 第四十八條において準用する第四十二條の規定による調査が終つたときは、選挙分会長は、選挙録の写を添えて、直ちにその結果を選挙長に報告しなければならない。

第四十八條 前二條に規定するもの外、選挙分会については、前節の規定を準用する。

第二款 選挙会

第四十九條 選挙長は、衆議院議員の選挙を有する者の中から全国選出議員選挙管理委員会の選任した者を以て、これに充てる。

選挙長は、選挙会に関する事務を担任する。

第五十條 選挙会は、選挙長の指定した場所で行つた場合において、第五十一條 選挙長は、すべての選挙分会長から第四十七條の報告を受けた日又はその翌日に選挙会を開き、選挙立会人立会の上、その報告を調査しなければならない。

選挙の一部が無効となり更に選挙を行つた場合において、第四十七條の報告を受けたときは、選挙長は、前項の例により、他の部分の報告とともに、更にこれを調査しなければならない。

第五十二條 選挙長は、選挙録を作り、選挙会に関する次第を記載し、選挙立会人とともに、これに署名しなければならない。

選挙録は、第四十七條の報告に関する書類と併せて、全国選出議員選挙管理委員会において、議員の任期満これを保存しなければならない。

第五十三條 第四十一條、第四十四條及び第四十五條の規定は、選挙会についてこれを準用する。

第七章 議員候補者及び当選人

第一節 地方選出議員の議員候補者及び当選人

第五十四條 議員候補者となろうとする者は、選挙の期日の公示又は告示のあつた日から選挙の期日前二十日までに、その旨を選挙長に届け出なければならない。

選挙人名簿に記載された者が他人を議員候補者としようとするときは、本人の承諾を得て、前項の期間内に、その推薦の届出をすることが出来る。

前二項の期間内に届出のあつた議員候補者がその選挙における議員の定数を超える場合において、その期間を経過した後、議員候補者が死亡し又は議員候補者たることを辞したときは、前二項の例により、選挙の期日前十日まで、議

員候補者の届出をなし又はその推薦届出をすることが出来る。

一の選挙区において議員候補者となつた者は、他の選挙区においては、議員候補者の届出をなし、又はその推薦届出を承諾することが出来ない。

全国選出議員の議員候補者となつた者は、地方選出議員の議員候補者の届出をなし、又はその推薦届出を承諾することが出来ない。

議員候補者は、選挙長に届出をしなければ、議員候補者たることを辞することが出来ない。

第一項乃至第三項及び前項の届出があつたとき、又は議員候補者の死亡したことをしつたときは、選挙長は、直ちにその旨を告示しなければならない。

第五十五條 議員候補者の届出又は推薦届出をしようとする者は、議員候補者一人につき、五千圓又はこれに相当する額の國債証書を供託しなければならない。

議員候補者の得票数が通常選挙における当該選挙区内の議員の定数を以て有効投票の総数を除して得た数の十分の一に達しないときは、前項の供託物は、國庫に帰属する。

前項の規定は、議員候補者が選挙の期日前十日以内に議員候補者たることを辞した場合にこれを準

用する。但し、被選挙を有しなくなつたため議員候補者たることを辞したときは、この限りでない。

第五十六條 有効投票の最多数を得た者を以て当選人とする。但し、通常選挙における当該選挙区内の議員の定数を以て有効投票の総数を除して得た数の四分の一以上の得票がなければならぬ。

在任期間を異にする議員の選挙を合併して行つた場合においては、前項但書の得票者の中で得票の最も多い者から、順次に在任期間の長い議員の当選人を定めなければならない。

当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじでこれを定める。

第七十三條の規定による訴訟結果、更に選挙を行わないで当選人を定めることができる場合においては、選挙会を開き、これを定めなければならない。

当選人が当選を辞したとき、死亡者であるとき、又は第五十七條の規定により当選を失つたときは、直ちに選挙会を開き、第一項但書の得票者で当選人とならなかつた者の中から当選人を定めなければならない。

第六十二條第一項第五号及び第

六号の事由が第六十一條の期限前に生じた場合において第一項但書の得票者があるとき、又はその期限経過後に生じた場合において第三項の規定の適用を受けた得票者があるときは、選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

第二項の規定は、在任期間を異にする議員の選挙を合併して行つた場合の当選人について前三項の事由が同時に又は引き続いて生じた場合にこれを準用する。

第四項乃至第六項の場合において、第一項但書の得票者で当選人とならなかつた者が選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、これを当選人と定めることができない。

第五十七條 当選人は、選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、当選を失う。

第五十八條 第五十四條第一項乃至第三項の規定による届出があつた議員候補者がその選挙における議員の定数を超えないときは、その選挙区においては、投票は、これを行わない。

前項の規定により投票を行わないこととなつたときは、選挙長は直ちにその旨を投票管理者に通知し、併せてこれを告示し、且つ、都府縣議員選挙管理委員会又は道

府縣會議員選挙管理委員会に報告しななければならない。

投票管理者が前項の通知を受けたときは、直ちにその旨を告示しななければならない。

第一項の場合においては、選挙長は、選挙の期日から五日以内に選挙会を開き、議員候補者を以て当選人と定めなければならない。

在任期間を異にする議員の選挙を合併して行つた場合において、第一項の規定の適用があるときは、くじにより、いずれの議員候補者を以て在任期間の長い議員の選挙の当選人とするかを定めなければならない。

前二項の場合において、議員候補者の被選挙権の有無は、選挙立会人がこれを決定する。可否同数のときは、選挙長がこれを決する。

第五十九條 当選人が定まつたときは、選挙長は、直ちに当選人に当選の旨を告知し、同時に当選人の氏名を告示し、且つ、当選人の氏名及び得票数、その選挙における有効投票の総数その他選挙の次第を都府縣議員選挙管理委員会又は道府縣會議員選挙管理委員会に報告しななければならない。

当選人がないとき、又は当選人がその選挙における議員の定数に達しないときは、選挙長は、直ちにその旨を告示し、且つ、これを都府縣會議員選挙管理委員会又は道府縣會議員選挙管理委員会に報告しななければならない。

にその旨を告示し、且つ、これを都府縣會議員選挙管理委員会又は道府縣會議員選挙管理委員会に報告しななければならない。

第六十條 当選人は、当選の告知を受けたときは、その当選を承諾するかどうかを都府縣會議員選挙管理委員会又は道府縣會議員選挙管理委員会に届け出なければならない。

第六十一條 当選人が当選の告知を受けた日から十日以内に当選承諾の届出をしないときは、その当選を辞退したものとみなす。

第六十二條 在任期間を同じくする議員の選挙について左に掲げる事由の一方が生じた場合においては、更に選挙を行わないで当選人を定めることができることを除く外、都府縣會議員選挙管理委員会又は道府縣會議員選挙管理委員会は、選挙の期日を定め、少くとも三十日前にこれを告示し、更に選挙を行わしめなければならない。但し、同一人に関し左に掲げるその他の事由により又は第七十一條の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

一 当選人がないとき、又は当選人がその選挙における議員の定数に達しないとき

二 当選人が当選を辞したとき、又は死亡者であるとき

三 当選人が第五十七條の規定により当選を失つたとき

四 第七十三條の規定による訴訟の結果、当選人がなくなり又は当選人がその選挙における議員の定数に達しなくなつたとき

五 選挙運動を総括主宰した者が選挙に関する犯罪に因り刑に処せられ当選人の当選が無効となつたとき

六 当選人が選挙に関する犯罪に因り刑に処せられ当選が無効となつたとき

第七十三條の規定による訴訟の出訴期間は、前項の規定による選挙を行うことができない。その出訴があつた場合において訴訟が裁判所にかかつている間もまた同様とする。

第一項の選挙の期日は、第七十三條の規定による訴訟の出訴期間満了の日、その出訴があつた場合においては都府縣會議員選挙管理委員会又は道府縣會議員選挙管理委員会が第七十五條の規定による通知を受けた日から三十五日を超えることができない。

第一項各号の一に該当する事由が議員の任期が終る前六箇月以内

に生じたときは、同項の選挙は、これを行わない。

第六十三條 当選人が、当選を承諾したときは、都府縣會議員選挙管理

委員会又は道府縣會議員選挙管理委員会に、直ちにこれに当選証書を付與し、その氏名を告示し、且つ、都道府縣の長を経てこれを内務大臣に報告しなければならない。

第六十四條 第九章の規定による訴訟の結果選挙若しくは当選が無効となつたとき、又は当選人が選挙に関する犯罪に因り刑に処せられ当選が無効となつたときは、都府縣會議員選挙管理委員会又は道府縣會議員選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

第二節 全国選出議員の議員候補者及び当選人

第六十五條 地方選出議員の議員候補者となつた者は、全国選出議員の議員候補者の届出をなし、又はその推薦届出を承諾することができない。

第六十六條 議員候補者の得票数が通常選挙における議員の定数を以て有効投票の総数を除して得た数の十分の一に達しないときは、第六十九條において準用する第五十五條の規定による供託物は、國庫に帰属する。

第六十七條 有効投票の最多数を得た者を以て当選人とする。但し、通常選挙における議員の定数を以て有効投票の総数を除して得た数

を以て得た数

第七十二條 補欠議員は、その前任者の残任期間在任する。

第九章 訴訟

第七十三條 選挙又は当選の効力に關しては、衆議院議員の選挙又は当選の効力に關する訴訟の例により、訴訟を提起することができ。但し、全國選出議員の選挙に關しては、選挙の効力に關する訴訟及び当選の効力に關する訴訟の中で第六十七條に定められた得票に達したとの理由、第六十九條において準用する第五十六條第八項若しくは第五十七條の規定に該當しないと理由又は第六十九條において準用する第五十八條第六項の決定が違法であるとの理由で出訴するものは、全國選出議員選挙管理委員会の委員長を被告としなければならぬ。

第七十四條 検察官は、選挙運動を總括主宰した者が衆議院議員の選挙に關する罰則の適用により刑に処せられ關係当選人の当選を無効であると認めるときは、公訴に附帶し当選人を被告として訴訟を提起しなくてはならない。

第七十五條 前二條の規定による訴訟に關するこれらに相當する訴訟の例による。但し、これらの訴訟に關する通知は、全國選出議員につ

いては内務大臣及び全國選出議員選挙管理委員会にこれをしなければならぬ。

第十章 選挙運動

第七十六條 第六條に掲げる者は、その關係区域内における選挙運動をすることができない。

第七十七條 本章において選挙運動の費用とは、衆議院議員の選挙における選挙運動の費用で衆議院議員選挙法の規定による選挙運動の費用に相當するものをいう。

前項の財産上の利益の評価については、衆議院議員選挙法に規定する選挙運動の費用に關する財産上の利益の評価の例による。

第七十八條 議員候補者又は推薦届出者は、衆議院議員の選挙における選挙運動の費用の支出に關する責任者の例により、選挙運動の費用の支出に關する責任者以下支出責任者というものを定めなければならない。

支出責任者の解任及び辞任、その職務の代行並びに支出責任者及びその職務を代行する者に關する届出については、衆議院議員の選挙におけるこれらの場合に關する例による。但し全國選出議員の議

員候補者については、支出責任者及びその職務を代行する者に關する届出は、全國選出議員選挙管理委員会にこれをしなければならぬ。

第七十九條 支出責任者は、命令の定めるところにより、選挙運動に關する収入及び選挙運動の費用を都議会議員選挙管理委員会又は道府縣議会議員選挙管理委員会又は全國選出議員に關しては全國選出議員選挙管理委員会に届け出なければならない。

第八十條 議員候補者を推薦し又は支持する政党その他の団体の主幹者は、命令の定めるところにより、選挙運動に關する収入及び選挙運動の費用を、二以上の道府縣の区域にわたり又は主たる事務所のある道府縣以外の区域において議員候補者を推薦し又は支持する団体にあつては、その主たる事務所のある道府縣の都議会議員選挙管理委員会又は道府縣議会議員選挙管理委員会を經て内務大臣に、その他の団体にあつては、その主たる事務所のある道府縣の都議会議員選挙管理委員会又は道府縣議会議員選挙管理委員会に届け出なければならない。

前項の規定は、政党その他の団体の支部で議員候補者を推薦し又

は支持するものにこれを準用する。

第八十一條 前二條の届出を受理したときは、内務大臣、都議会議員選挙管理委員会若しくは道府縣議会議員選挙管理委員会又は全國選出議員選挙管理委員会は、命令の定めるところにより、その届出の要旨を公表しなければならない。

第八十二條 第七十九條及び第八十條の規定による届出書類は、これを受領した内務大臣、都議会議員選挙管理委員会若しくは道府縣議会議員選挙管理委員会又は全國選出議員選挙管理委員会において、議員の任期間これを保存しなければならない。

前項の期間内においては、命令の定めるところにより、何人も、届出書類の閲覧を請求することができる。

第八十三條 内務大臣は、選挙運動のために掲示し又は頒布する文書、図画の形式、数量、掲示の場所等に關して、命令で制限を設けることができる。

第十一章 罰則

第八十四條 第七十六條の規定に違反した者は、これを六箇月以下の禁錮又は三千圓以下の罰金に処する。

第八十五條 第七十八條第二項の規定による届出を怠つた者は、これを千圓以下の罰金に処する。

第八十三條の規定に基いて發する命令に違反した者も、また、前項と同様とする。

第八十六條 第七十九條又は第八十條の規定による届出を怠り又は虚偽の届出をした者は、これを六箇月以下の禁錮又は三千圓以下の罰金に処する。

第八十七條 前三條に定めるものの外、衆議院議員の選挙に關しては、衆議院議員の選挙に關する罰則を準用する。但し、全國選出議員の選挙における選挙分会長又は選挙分會場は、これを選挙分會長又は選挙分會場とみなす。

第十二章 補則

第八十八條 全國選出議員選挙管理委員会、投票管理員、開票管理員、選挙分會長又は選挙分會長は、選挙を有しなくなつたときは、その職を失う。

第八十九條 選挙の施行に關する費用については、命令でこれを定める。

第九十條 学校その他命令で定める営造物の設備は、命令の定めるところにより、演説による選挙運動のためにその使用を許可しなければならない。

前項の営造物の管理者は、命令の定めるところにより、演説会開催のために必要な施設をしなければならない。

官報號外 昭和二十一年十二月二十日 衆議院議事速記録第十三號 衆議院議員選挙法案 第一讀會

都議會議員選舉管理委員會又は道府縣會議員選舉管理委員會は、命令の定めるところにより、議員候補者の氏名、経歴等を掲載した文書を発行しなければならない。

市町村會議員選舉管理委員會は、命令の定めるところにより、議員候補者の氏名等の揭示をしなければならない。

第九十一條 東京都の区に存する区域並びに市制第六條及び第八十二條第一項の市については、この法律第一項の市については、この法律中市會議員選舉管理委員會及び市會議員選舉管理委員に關する規定は區會議員選舉管理委員會及び區會議員選舉管理委員又は市會議員選舉管理委員會及び市會議員選舉管理委員とみなす。

この法律の適用については、町村制第三十八條の町村の町村長選舉管理委員會及び町村長選舉管理委員は、これを町村會議員選舉管理委員會及び町村會議員選舉管理委員とみなす。

この法律の適用については、町村組合で町村の事務の全部又は役場事務の共同処理するものはこれを一町村、その組合會議員選舉管理委員會及び組合會議員選舉管理委員又は組合管理者選舉管理委員會及び組合管理者選舉管理委員はこれを町村會議員選舉管理委員とみなす。

これを町村會議員選舉管理委員會及び町村會議員選舉管理委員とみなす。

町村制を施行しない地においては、この法律中町村會議員選舉管理委員會に關する規定は、町村長に準ずべきものに、町村に關する規定は町村に準ずべきものにこれを適用する。

第九十二條 交通至難の島その他の地においてこの法律の規定を適用し難い事項については、命令で特別の規定を設けることができる。

附則

第九十三條 この法律の施行に關する必要な規定は、命令でこれを定める。

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第二條 破産者で復権を得ない者、貧困に因り生活のため公私の救助を受け又は扶助を受ける者、一定の住居を有しない者、又は刑の執行を終り若しくは執行を受けることがなくなつた者で衆議院議員の選舉權を有しない者（選挙に關する犯罪に因り刑に処せられた者を除く。）は當分の間、この法律の規定にかかわらず、參議院議員の選舉權を有する。

皇族及び華族の戸主は、當分の間、この法律の規定にかかわらず、選舉權を有する。

前二項の者について必要な選挙人名簿に關しては、命令でこれを定める。

第三條 在職の行政裁判所長官及び行政裁判所評定官は、日本國憲法施行までの間、この法律の規定にかかわらず、被選挙權を有しない。

第四條 第十四條中「參議院」とあるのは、參議院が成立するに至るまでの間は、「衆議院」と読み替へるものとする。

第五條 第七十三條及び第七十四條の規定による訴訟に關する通知は、地方選出議員の選挙については、第七十五條の規定にかかわらず、當分の間、内務大臣及び關係都道府縣の長を経て都議會議員選舉管理委員會又は關係のある道府縣會議員選舉管理委員會に、これをしなければならぬ。

第六條 第七十八條第二項の規定による支出責任者及びその職務を代行する者に關する届出は、地方選出議員の議員候補者については、當分の間、同項の規定にかかわらず、都議會議員選舉管理委員會又は道府縣會議員選舉管理委員會に、これをしなければならぬ。

第七條 第八十七條の規定による当選人又は選挙運動を総括主宰した者が刑に処せられたときの通知は、當分の間、同條の規定にかかわらず、内務大臣及び關係都道府縣の長を経て都議會議員選舉管理委員會又は關係のある道府縣會議員選舉管理委員會に、これをしなければならぬ。

第八條 衆議院議員の選挙に關する罰則の適用については、第六條に掲げる者は、當分の間、これを吏員とみなす。

第九條 戶籍法の適用を受けない者の選挙權及び被選挙權は、當分の間、これを停止する。

第十條 この法律により初めて行ふ參議院議員の通常選挙は、詔書で以て定める日に、任期六年の議員の選挙と任期三年の議員の選挙を一の選挙をもつて合併して、これを行ふ。

第十一條 この法律により初めて行ふ參議院議員の通常選挙については、第五十五條第二項及び第五十六條第一項但書中「通常選挙における当該選挙区内の議員の定数」とあるのは、「当該選挙区内の議員の定数」、第六十六條及び第六十七條但書中「通常選挙における議員の定数」とあるのは、「議員の定数」と読み替へるものとする。

第十二條 第一期の參議院議員については、その通常選挙が日本國憲法施行の日に行われたときは、その選挙に關して選挙された者は、日本國憲法施行の日から議員となり、その任期は、その日からこれを起算するものとし、その通常選挙が日本國憲法施行の日以後に行われたときは、その任期は、通常選挙の日からこれを起算するものとする。

別表

選挙区	議員数
東京都	八八
京都府	四人
大阪府	六八
神奈川縣	四人
兵庫縣	六八
長崎縣	二人
新潟縣	四人
埼玉縣	四人
群馬縣	四人
千葉縣	四人

第十三條 衆議院議員の選挙に關する規定は、この法律の施行の日以後に行われたときは、その任期は、通常選挙の日からこれを起算するものとする。

第十四條 衆議院議員の選挙に關する規定は、この法律の施行の日以後に行われたときは、その任期は、通常選挙の日からこれを起算するものとする。

第十五條 衆議院議員の選挙に關する規定は、この法律の施行の日以後に行われたときは、その任期は、通常選挙の日からこれを起算するものとする。

第十六條 衆議院議員の選挙に關する規定は、この法律の施行の日以後に行われたときは、その任期は、通常選挙の日からこれを起算するものとする。

第十七條 衆議院議員の選挙に關する規定は、この法律の施行の日以後に行われたときは、その任期は、通常選挙の日からこれを起算するものとする。

茨城縣	四人
栃木縣	四人
奈良縣	二人
三重縣	二人
愛知縣	六人
靜岡縣	四人
山梨縣	二人
滋賀縣	二人
岐阜縣	二人
長野縣	四人
宮城縣	二人
福島縣	四人
岩手縣	二人
青森縣	二人
山形縣	二人
秋田縣	二人
福井縣	二人
石川縣	二人
富山縣	二人
鳥取縣	二人
島根縣	二人
岡山縣	四人
廣島縣	四人
山口縣	二人
和歌山縣	二人
徳島縣	二人
香川縣	二人
愛媛縣	二人
高知縣	二人
福岡縣	六人
大分縣	二人
佐賀縣	二人
熊本縣	四人

宮崎縣 二人
鹿兒島縣 四人
北海道 八人

〔國務大臣(大村清一君登壇)〕

○國務大臣(大村清一君) 只今上程せられたる参議院議員選挙法案につきまして、その提案の理由並びに法案中主要な事柄の概略を御説明申し上げます。

日本國憲法におきましては、第一に、参議院議員は全國民を代表する選挙された議員であること、すなわち國民代表であること、第二に、議員及びその選挙人の資格は、人種、信條、性別、社會的身分、門地、教育、財産または收入によつて差別してはならないこと、すなわち平等選挙であること、第三に、参議院議員の任期は六年として、衆議院議員の任期よりも長期のものとし、かつ三年ごとに議員の半数を改選すること、第四に、参議院議員には解散のないこと等の基本的事項を明らかにしてあります。

参議院議員選挙法において、参議院議員の組織及び選挙の方法を定めるに當りましては、新憲法のこれらの基本的事項に則りまして、新憲法の精神に最もよく合致する制度を採用しなければならぬわけでありませう。しかして新憲法が、國權の最高機關であつて、國の唯一の立法機關である所の國會を構成するに、衆議院及び参議院の兩

院をもつてしておりますのは、けだし兩院制度を採用いたしましたは、長短相補らしめるとともに、審議の慎重を期し、もつて國權の最高機關たる機能の發揮に遺憾なからしめようとしたものであります。この兩院制度の採用の趣旨に鑑み、参議院議員の選出方法には、衆議院議員とは異なつた方法をとります。兩院の構成をできるだけ異質的のものたらしめるべきであります。

参議院議員の組織につきましては、このよりの見地から、或は職能代表制を何らかの形において採用すべきものであるとし、或は兩院または一定の團體から推薦した一定数の候補者の中からこれを選挙する方法によるべきである等、各種の試案が各方面から提出されたのであります。これらの諸案を検討いたしましたは、これが採否を決するたためには、新憲法の規定乃至新憲法の精神に何が最もよく適合するかを考慮する必要があることは、申すまでもない所でありませう。

職能代表制は、必ずしも新憲法の規定に違反するものではないと考へられますが、國民代表の制度といたしまして、職能代表制がはたして適當であるかどうかにつきましては、理論的に多少疑はしい點があるのみならず、職能代表制がよしんば國民代表制として適當なものであるといたしても、現在のわが國におきましては、未だ職能組織の完備したものが存在しておりませう。

この不完全な職能組織の上に職能代表制を強行いたしますことは、不適當でありますとともに、はたして平等選挙の原則に適合するかどうか、なお疑問の餘地が存する次第であります。

次に、兩院や一定の團體の推薦した候補者の中から選挙をいたします方法は、各部門、各職域の學識經驗ともに優れた人材を選挙し得る點におきまして、長所があるように思われるのであります。衆議院または政府推薦の方法をとりますならば、参議院の獨立性を害する恐れがありまして、適當でありませう。また参議院の推薦の方法をとるといたしますれば、いわゆる自薦の弊に陥る危険があるのであります。その他に適當な推薦母體を發見することも困難であります。しかのみならず、かような候補者推薦の方法は、選挙人の候補者選擇の範圍を制限いたしますとともに、立候補を抑制することとも相なりますから、國民の自由に表明せられた意思をあくまで尊重しなければならぬ、いわゆる自由選挙の建前から見まして、はたして適當であるかどうか疑わしいのであります。

このように考へて参りますと、参議院の組織をいかに定めるかの問題は、國民代表及び平等選挙並びに自由選挙の原則と、参議院の獨立性確保の方針を堅持しながら、その範圍内におきまして、参議院の構成を衆議院とはでき

るだけ異質的なものたらしめるためには、いかにすればよいかということに歸着するのであります。結局主として被選挙人の年齢及び選挙區の構成につきまして、衆議院議員の選挙の場合と異ならしめることによりまして、その構成上の相違を實現して行くよりいたし方がないという結論に相なるわけでありませう。

以上の考へ方に基づきまして、参議院議員選挙法におきましては、まず被選挙人の年齢を三十歳といたしまして、衆議院議員の被選挙年齢よりも五歳を高めることといたしたのであります。

次に、参議院議員は地方選出議員と全國選出議員の二種類に區分いたしました。地方選出議員は各都道府縣を一選挙區として選挙し、全國選出議員は全國を一選挙區として選挙することといたしたのであります。地方選出議員につきましては、原則として府縣の區域を一選挙區として選挙する衆議院議員との間に、選挙區構成上差異がないことなるのであります。第一に各選挙區において一時に選挙される議員の数が、衆議院の場合に比しまして参議院の方は遙かに少いことにいたしました。参議院から選出されましても、参議院議員と衆議院議員との間には、おのずから異なつた色彩を有することとなるものと期待されるのであります。第二に投票方法に付きま

しても、衆議院議員の選挙における連記制に對しては、衆議院の場合には、單記制を採用いたしてありますので、兩者の相異を見せることにならざるものと考えられるのであります。全國選出議員は、全道選出議員を通じ、全國を一単位として選挙されるのであります。これは地域代表的な考え方を全然考慮に入らず、専ら學識経験ともに勝れた、全國的な有爲な人材を簡拔することを主眼といたしますとともに、職能的知識経験を有する者が選挙される可能性を生ぜしめることによりまして、職能代表制のもつてあります所の長所を取り入れんとする理をもちつものであります。全國選出議員候補者は、候補者單獨で名乗りを上げる者もありましよう。また全國選出議員の候補者でありまして、一地方に地盤を求めて、地方選出議員候補者と同様の地盤を根據として出馬する者もあり得るかと思はれます。しかし政黨や職能團體等の全國的團體から、事實上の推薦支持を受けて立候補する者が少なくないであらう。これによりまして、社會各部門、各職域の知識経験ある全國的人物が選出されることを期待いたされます。勿論この全國単位で選挙を施行するということは、技術的に申しまして多くの困難と障礙が豫想せられるのであります。これらの難點あるに拘らず、あえてこの制度を採用することにしたのは、ひとえ

に衆議院の構成を衆議院と異なるものたらしめ、衆議院にふさわしい性格を有せしめようとするにほかならないのであります。しかし地方の事情に即した地方選出議員と相まらして、全國選出議員は、衆議院を特徴あらしめることに大なる効果があるものと思われるのであります。

以下衆議院議員選挙法の内容については衆議院議員の定員についてであります。衆議院の地位と職能に鑑みまして、議員の定数は、衆議院議員に比し相當減少することが適當であると考えられるのであります。他面衆議院の他の議院の活動に支障ならしめることが必要でありまして、これらの事情を酌量いたし、議員定数はこれを二百五十人といたしましたのであります。このうち百五十人を地方選出議員といひ、各選挙區において選挙すべき議員の数は、最近の人口調査の結果に基づきまして、各都道府縣の人口に比例して、最低二人、最高八人の間におきまして半數づゝ交替することを可能ならしめるために、それ／＼偶數となるよう

に定めることとしたし、残りの百人を全國選出議員と定めた次第であります。第二には選挙権及び被選挙権についてであります。まず選挙権についてであります。新憲法第十五條には「公

普通選挙を保障する」と規定してありまして、衆議院議員及び地方議會の議員及び地方公共團體の長の選挙につきましては、既に年齢二十歳以上の日本國民は、一定の除外事項に該当する者を除きまして、男女を問はずひとしく選挙権を有することとせられておるのであります。衆議院議員の選挙権につきましても、その範圍を衆議院議員の選挙の場合と同一にいたし、衆議院議員の選挙権を有する者に對して、すべてこれを附與することとしたし、また、さらに一步を進めまして、現行衆議院議員選挙法には未だ選挙権を認めるに至つておりません破産者、被保護者及び刑餘者等にも、これを附與することとしたのであります。次に被選挙権は、前にも申し述べましたように、衆議院に對しては衆議院を異質なものたらしめるとともに、衆議院の性格に相應いたしたるに、日本國民で年齢三十年以上の者に、ひとしくこれを附與することとしたのであります。その他一定の選挙事務關係者及び在職の裁判官、檢察官等の被選挙権並びに官吏、府縣會議員等の兼職禁止の取扱いは、概ね衆議院議員の選挙と同一にいたしたのであります。

第三には、通常選挙の期日についてであります。衆議院の通常選挙は、通常議員の任期が終る日の前三十日以内

にこれを行ひまして、任期満了前に新議員を定めることとしたし、もしこの期間が、衆議院開會中、または衆議院開會の日から三十日以内にかゝる場合におきましては、現任議員に選挙運動上の不利を來さしめないようにならざるため、衆議院開會の日から三十一日以後、三十五日以内にこれを行うこととしたし、できるだけ衆議院議員の欠けることなきを期しておるのであります。なお衆議院議員の通常選挙につきましては、特別を設けまして、詔書をもつて定める日にこれを行うこととしたのであります。

第四には、衆議院議員の選挙の管理機關であります。地方選出議員の選挙に關する事務は、都道府縣の選挙管理委員會がこれを管理し、全國選出議員の選挙に關する事務につきましては、新たに衆議院におきまして、その議員の中から選挙する全國選出議員選挙管理委員會十人をもつて組織いたします所の、全國選出議員選挙管理委員會を設けまして、これが管理に當らしめることとしたのであります。

第五には、投票及び開票についてであります。地方選出議員と、全國選出議員の選挙は、別個に行ひ建前といたしておりますが、選挙事務手續の便宜上、兩者の選挙を同時に合併して行うことも認めておるのであります。その他一般に投票及び開票につきまして

第六には、選挙會及び選挙分會についてであります。地方選出議員は、都道府縣を選挙區として選挙されるものであり、當選者の最終決定を行つて選挙會の例によることとするをもちつて足るのであります。特段の措置を講ずる必要はないのであります。全國選出議員につきましては、當選者の最終決定を行つて選挙會のほかに、都道府縣ごとに開票の結果の中間集計を行わせる必要があらうので、このために特に都道府縣には選挙分會を設けることとしておるのであります。

第七には、議員候補者及び當選人に關する事項であります。議員候補者の届け出及び推薦届け出は、後に申述べますように、選挙公營として行ひ、議員候補者の経歴等に關する文書の發行の準備その他との關係上、選挙期日前二十日までこれをしなければならぬこととしたし、また地方選出議員につきましては、一つの選挙區で議員候補者の届け出をなし、または議員候補者の推薦届け出の承諾をなしたものは、他の選挙區では議員候補者の届け出をなし、またその推薦届け出を承諾することができないこととしたし、重複して立候補すること

を認めないこととしたし、ひとえ

に、近時の物價状況に即して、供託金の額はこれを五千圓とすることとしたのであります。法定得票数は、地方選出議員については、他の各種選挙の場合と同様に、議員の定数をもつて有効投票の總数を除して得た数の四分の一であります。全選出議員員につきましては、特にその数を引下げて、八分の一としたのであります。次に繰上げ補充は、同職者の場合を除き、當選候補期間内に限つてこれを認めることとしたのであります。また全選出議員の補選及び再選挙は、特に議員及び當選人の不足数が通じて同種の議員總数の四分の一を超えてに至つた時に初めてこれを行うものとして、煩瑣な手數と莫大なる經費努力を要する全選出議員の選挙は、これをできるだけ最小限度に止めしめる配意を加えておるのであります。

第八には、選挙運動及び選挙運動の費用についてありますが、選挙運動及び選挙運動の費用に關して煩雜な取締制限を設けますことは、選挙をなさんとなく近づきたいものといはし、その明朗潤滑性を失わしめるのみならず、かえつてこれに對抗する新たな法的措置を講ずるような結果となる場合もありません。特に全選出議員についてこれを見ますに、かりに制限拘束を加えてみましても、その効果を導くことはきわめて困難であると申さなければなりません。よつてむしろこの際

選挙運動につきましては、買収、選挙妨害等の悪質犯の處罰のみに止めまして、他はこれを自由に放任し、一般國民の健全なる批判に任せるのが最も適切な方法ではないかと考えられるのであります。故に参議院議員の選挙につきましては、選挙運動は原則としてこれを自由とすることとしたし、従つて事前運動、選挙事務所及び休憩所の設置、戸別訪問等に關しても、何らの制限を設けないこととしたのであります。たゞ選挙運動の費用につきましては、衆議院議員の選挙におけるよりな費用の最高制限の制を廢止いたしまして、これに代えて、政黨及び議員候補者の選挙運動に關する収入及び支出の公開を行はしめることとしたのであります。

最後に、選挙の公營についてのことでありませんが、参議院議員の選挙には、地方選出議員の選挙及び全選出議員の選挙を通じて、議員候補者の経歴等に關する文書の發行、議員候補者の氏名の掲示及び選挙演説會場の施設の公營を行うこととしたのであります。その他訴訟及び罰則につきましても、概ね衆議院議員の選挙の訴訟及び罰則に準じておるのであります。こととしたのであります。

本法律案に對しましては、貴族院におきまして、各種立會人は議員候補者の利益代表の建前をとることが適當であるとの見地から、その選任の方法等

に關しまして、若干の修正が加えられたのであります。何とぞ御審議の上御協賛あらんことを切望いたす次第であります。(拍手)

○議長(山崎嘉彦) 質疑の通告があります。順次これを許します。鈴木義男君。

〔鈴木義男君登壇〕

○鈴木義男君 私は日本社會黨を代表して、二、三の基本的問題についてお伺いをいたしたいと思つてあります。

御承知の通り、新憲法の下においては國會は國家の最高機關であります。そしてそれは衆議院と参議院とからなつておるのでありますから、参議院は衆議院と相まつて國家の最高機關であります。従つてよい参議院をつくることは、日本政治の將來を健全にする所以であり、憲法に生命を與えるという意味においても、まさに龍を畫いて晴を對する所以と信ずるのであります。故に参議院をどういふ構成にするかという問題は、憲法そのものの審議と同じ重要性と慎重さを要するものと考えるのであります。憲法審議の際に、大いにこの問題を論じようといはしたのであります。なせか政府におきましては、深くこれを論ずることを避けたのであります。これは、深くこれを論ずるべきであつたのであります。すべ

ては参議院議員選挙法を制定する時に譲るといふようなお答えであつたのであります。今まさにその時が來たわけ

でありますから、この際十分に論議を盡くしておきたいと思つてあります。

まず第一にお尋ねをいたしたいのは、政府はこの法案の立案に際しまして、参議院にどういふ性格を與えようとしたのであるかということであり、なせそのことをお伺いをするかと申しますれば、まずこのことを明らかにしなければ、技術的な選挙方法の是非といふことは、これを判断することができないからであります。憲法が明文で示しておりますように、國會は唯一の立法機關であります。唯一といふことは、同時に最高を意味するのであります。國民意思が統一的に、綜合的にこゝに代表されなければならぬのであります。この見地からは、唯一の立法機關たる國會は、理論上は一院でなければならぬことは、ほとんど疑いをいれない所であり、國民意思は最後に統一されて表現されなければならぬからであります。理論上はさうであるに拘らず、憲法審議の際、われ／＼が二院制に賛成をいたしましたのは、主として實際上の便宜に譲歩したからであります。故に今さら一院か二院かの問題はこゝに取り上げ

るつもりはありません。しかしいやくも二院を認めます以上、併せて一本となる特殊の機能、性格を認めなければならぬと思つてあります。本となる特殊の機能、性格を認めなければならぬと思つてあります。初

めから一院にしかずであります。衆議院のほかに参議院を置きます以上は、参議院には衆議院とはおのずから異なるた國民代表が集まつて來て、衆議院の議した所をおのづから別の角度から再審議するといふことで、同じことを二度議するといふ、覆審機關としての存在の理由を明らかにするわけであり。

第一院のほかに第二院を認めております諸國の實例を見ますと、おのずから二つの傾向を看取することができるのであります。一つは、歴史的の傳統によつて、等族會議——イター・ゼネロー、貴族、僧侶、平民というやうな階級會議の遺物として、古い貴族院をそのまま存置せしめておる所であります。イギリスはその代表的なものであります。民主政治の發達に伴つて、その重點は次第に第一院の下院の方に移りまして、上院は次第に實際的存在となりつゝあることは、顯著な事實であります。これに反して、初めから民主國として出發した國々の第二院といふものは、封建的色彩はない。ひとしく國民代表ではあります。その代表する人口の數、選ばれる人々の性格、年齢、任期等を異にせしめまして、解散ということがない特徴と相まらして、慎重な覆審機關たる特徴を備えておるものが通例であります。わが

参議院も、新憲法の精神に鑑みまし
て、この後の例にならうものでなけれ
ばならないことは、當然のことと存ず
るのであります。

こゝに特に強調したいことは、参議
院は新憲法によつて初めて設置される
國家機關であつて、現在の貴族院の延
長でもなく、變形でもない風馬牛全く
相關せざるものであるということであ
ります。従つてどういふ参議院をつ
るかということは、新憲法も一應この
正當な新憲法上の立法機關と認めてお
ります。すなわち参議院が憲法施行
の時までに成立しない場合には、衆議
院だけが國會としての機能を營むとい
うことが、憲法に明記されているので
あります。そういう國會たる機能を
もつて現在の衆議院が、優先的に
審議決定をする権限を有するものと信
ずるのであります。従つて参議院の構
成についての法律案は、他の憲法附屬
の法律案とともに、衆議院に優先的に
提案せらるべきものと豫想いたしてお
つたのであります。しかるに政府は参議
院議員選挙法をば貴族院に先に提出し
たことは、われわれの意外とした所
であります。貴族院においてはたいした
修正も加えなかつたのであります。が、
われわれは可なり根本的な修正をこれ

に加えなければならないと考えている
のであります。その場合これが再び
貴族院に回付せられて、論議を繰返す
というふうなことは、無用に手續きを
重ねることでありまして、政府のかゝ
る態度に對しては、われわれは遺憾の
意を表するものであります。(拍手)政
府は暗黙のうち、参議院をもつて貴
族院の相續人というふうにお考えにな
つておるのではないかを、念のために
お尋ねいたしておきたいのでありま
す。

さて質問が腹道にそれましたが、本
筋に戻しまして、衆議院は國民の一般
的代表機關である。地域と人口とを土
臺として、被選挙人に職業地位の差別
なく、すべて國民の代表として出て來
る議員からなつておるのであります。一
應四年という任期はありますけれども、
隨時解散することによつて、ます
ます國民の代表者たる實を發揮するの
であります。参議院は任期六年である
とともに、解散がないということによ
つて全く落ついてこの衆議院の議決を
再審査して、誤りなきを期するとい
う、一つの抑制機關たるの地位を占め
るのであります。われわれの考える所
では、こういう第二院の構成分子は、衆
議院のように、たゞ一般的に國民を代

表するものということで、意義をな
さないと存するのであります。衆議院
議員とはおのづから別の角度から問題
を見るものでなければならぬと思
う。そのためには、特殊の職業經歷上
の知識経験を集めることが、参議院
が衆議院のほかに第二院として存在す
る意義を獲得すると思つてあります。
そういう選挙方法をとることが大
切であると信するのであります。政府
にはそういう御用意があられるかとい
うことを御尋ねいたすのであります。
なるほど御提案によりますと、各
府縣から二人乃至六人、例外として八
人の所が一つ二つあります。だ
いたい二人乃至六人の府縣選出議員のほ
かに、全國を選挙區とする全國選出議
員を百名出すことになつております。
これは政府のお考えでは、これによつ
て特殊の學識経験を獲得するつもり
かも知れない。只今大村内務大臣の御
説明でもそのようであります。もしそ
うだとしますならば、選挙運動の方法
にもよりますが、これはよほどのが
違つておはせぬかと思つて。全國を一
選挙區として選挙運動をすることは、
政黨を單位としてやるならばできまし
よう。殊に衆議院の選挙のような場合
に、全國を一選挙區として、政黨を本位

として比例代表で行くというならば、
最も可能な運動方法である。しかし
個人を單位にしてやるというふうなこ
とは、言うべくして行くことはでき
ない。數百圓圓を使つて、仁丹の廣告
のようなことをやつて、ぜひとも當選
したいというものがあれば例外で
あります。が、そうでなければ、ほと
んど個人として全國的選挙に打つて出
ることは不可能であります。結局運動
をしないということにひとしいのであ
る。初めから運動などせぬでも多數を
得るといふ人々だけが壓倒的多數を得
るのであります。あとはその居住地
附近の票を得るだけあります。そう
して學識経験等があるがなかるう
が、全國的組織をもつておるもの
は、命令一下で樂々當選できることに
相なるのであります。たとへば運動を
せぬでも樂々當選するのは、尾崎行雄
先生のような人である。しかしこ
う人は、實は衆議院でも樂に當選し、
またぜひ衆議院の方に出るべき人であ
りまして、眞に國民代表の名にふさわ
しい人であると言わなければならぬの
であります。これに反して、たとへば
宗教團體、或る寺院の管長さん、商工
業の全國的適合體、或は總同盟、産別
等の全國的労働組合連合體なども、特

別の運動をしなくても代表者を出せる
に相違ない。勿論こゝういふ代表者はど
ちらに出ても結構であります。どち
らかといへば、これまた衆議院の方に
出るべきものであります。現に出ても
おるのであります。こゝういふ人々ばか
りが出るといふのであれば、衆議院に
既に出ておるのでありますから、たゞ
重複するだけでありまして、全國選挙
區の意義はきはめて影薄くなるのであ
ります。また内務大臣が言うように、
いわゆる大人物を招致するということ
が狙いでありましたならば、二、三の例
外を除きましては、實際の結果は非常
に違つてあらうということ恐れるの
であります。

一體立案者は、全國の代表とい
うものを得ますのに、全國を一つの選
挙區にしなければならぬとお考えに
なつておるのであります。もしそ
うだといふならば、これは非常な問
違ひであります。國民代表といふことは、
國民の意思、思想、感情を代表するとい
うことであります。それは一定の地域
で、一定人口にその意思表示をさせま
すれば、全國でやつたと同じ結果がは
出て來るものなのであります。尾崎先生
のような人は、小選挙區でも全國選挙
區でも、必ず國民代表として出て來

るのであります。全国一選挙区という
ようなものは、國家の重大事に關する
國民投票のような場合にだけ行ふべき
ものでありまして、投票を算するだけ
に二十日間を要するといふのでありま
す。私は全国一選挙区という制度は、
政黨を單位として比例代表式に行ふ場
合を除いて、合理的根據はないものと
考へます。政府の御所見はいかゞ
でありますか、お伺いをいたす次第で
あります。

そこでわれ／＼の考へをいたしまし
ては、地域代表、一般代表の衆議院に
對して、參議院は各職域の知識経験を
代表する、いわゆる職能代表者の集會
とするのが理想的であると信ずるので
あります。いかゞでありますしやう
か。知識経験と申しましたが、私の言
う意味は、實際の知識経験でありまし
て、いわゆる學識経験者、すなわち學
者、官吏の古手だけを集めるといふ
ような意味ではないのであります。

近來立法、行政の各面に、學識經
験者が數多く利用されておることは御
承知の通りであります。何々調査會委
員といふのがさうである。將來立法も
行政もさう／＼複雑多岐になるのであ
りますから、専門的知識経験者の助力
を必要とするは勿論であります。

これは大いに利用しなければならな
い。といつて、從來のような、委員に
囑託はするが、専門にほんとうにその
人々に立案させるのではなく、だいた
い官僚の諸君が用意をして、それに肩
判をおすといふような、きわめて形式
的な、おざなりのものはあまり實益は
ない。あつてもなくても同じような存
在であります。將來は専務職として、
學者とか経験者とかに正當の報酬を與
えて、それ／＼の委員となり、役員と
なつて活動をする制度を開かなければ
ならないと存するのであります。學
者なり特殊の経験者は、さういふ方面
に使はばよろしい。必ずしも參議院に
出す必要はないと思つてあります。

私どもの考へておるのは、廣く自由
職業家とか、企業家とか、労働者とか、
農民とか、ジャーナリストとか、おの
おのそれ／＼の職業において卓越した
もの、といふことであります。さうい
ふ國民の中の知識経験者が、衆議院議
員とはおのづから異なつた見識をもつ
て、違つた角度から國政を議し、立法
の事業に當るといふことは、衆議院の
足りない所を補うのに適當であると信
ずるのであります。政府は、參議院を
さういふ方向にもつて行くことに御贊
成であるかどうかといふことをまず承
りたいのであります。

すなわちわが黨は、つとに職能代表
の趣旨に則つて、參議院の構成を考へ
るといふことを主張しておるのであり
ます。所がこれに對して、言葉が適當で
ないために若干の誤解があるやうであ
ります。他に適當の言葉がないから使
つておりますが、他に適當の言葉があ
れば、いつでも變更するにやぶさか
はないのであります。世人は職能代表
といふと、直ちに從來社會學の上でい
われた職能代表と同じものと思へるの
である。すなわち各職能を選挙母體と
して、そこからそれ／＼の代表者を出
す制度を連想するのであります。が、
それはわれ／＼の主張とは無關係であ
り、われ／＼はさういふ制度には反對
するのであります。最近フアツシズムが
さういふ制度を母體として發達したこ
とは、申すまでもないのであります。
ベルギーやフランスの社會學者によつ
て主張され、サンデカリズムの理論に
まで發展した職能主義といふものは、
すべて民主主義の批判として成長した
ものであります。故に最初から民主主
義とは相いれないものであります。こ
れら社會學、經濟學上の分權主義の職
能主義を、極端に集權主義化したもの
がフアツシズムであります。元來職能

代表の觀念は、職能の利益を代表する
といふ立場に立つておるのでありまし
て、封建時代の階級主義、等族主
義——貴族、僧侶、平民と族を等しくす
るといふ意味の等族主義でありましたが、
その等族主義と同じものであります。
近來立憲民主主義は、この等族主義、
利益主義を克服して、地域主義、意思
主義の上に建設されたものであります
から、理論的にも兩者が相いれないこ
とは當然のことでありまして。

われ／＼の主張する職能代表といふ
のは、人を選ぶのに職域、職業に着眼
するといふだけであつて、毫も利益代
表の意味をもつものではないのであり
ます。甚だしきは、職能代表は憲法に
違反するといふ論があります。すなわ
ち憲法は、「兩議院は、全國民を代表す
る選挙された議員でこれを組織す
る。」と規定したのであります。すな
わち、全國民の代表たることを要する。
しかるに職能人を選ぶといふことは、
一部階級の代表たることになつて、新
憲法の精神と矛盾するといふやうな非
難をされる方があります。が、
誤れるも甚だしきものであります。わ
れわれはやはり普通平等の衆議院議員
と同じ選挙において選挙させるのであ
る。ただ選ばれる人について、特に標準

を設けて、できるだけ職域上の経験者
を選ばせるやうに仕向けるといふだけ
のことであるのでありまして、毫も全
國民の代表たるに背くがごとき制度を
考へておるのではないのであります。
またわれ／＼の主張する職能代表主
義に對しましては、それは衆議院の常
識性に對して、參議院をて智能化する
ものである。特別の知識経験を參議
院に集めるといふことは、知識の貴族
主義であつて、民主主義の原則に反す
るといふ批評を聞くのであります。こ
れも誤解であります。政治はすべて常
識に立脚しなければなりません。民主
主義は常識の政治に相違ないのであり
ます。たしかに民主主義は知識の低劣
化を招くといふ傾向があります。これ
を防止しなければ、よい政治は行われ
ないのであります。しかしそれは參議
院に學者を添へるといふやうなことで違
せられるものではないのであります。
またさういふ方法で達すべきものでも
ない。國會は常に國民の知識水準を反
映するものでありまして、國會の知識
水準の向上は、ひとえに國民全體の知
識水準を高めるといふことによつての
み達せられ、また達すべきものと考へて
おるのであります。(拍手)われ／＼の
主張は、貴族主義としての知能の導入

ではなくして、比較的衆議院において代表されない分子が、参議院に代表される仕組によつて、兩々相まつて全國民の代表を全からしめたいというにはかならないのであります。學者専門家を利用する途は他に存することは、先にも申し上げた通りであります。

さらにこゝに一つの問題があるといふのは、第二院の構成におきましては、世界を通じて共通の現象でありますが、第一院と違つて構成をどうといたしますれば、どう構成しまして、第一院よりは保守的傾向をもつ院がでることとあります。われわれの主張を採用されましても、この傾向は否定できないのであります。これは第二院にとつて、一種宿命的なものでござります。簡明率直に民主政治をやるといふならば、一院だけで必要にして十分なのであります。その一院制に若干の不安を感じて第二院を設けまするのは、第一院の議したところを、いまだ一度慎重に審議するのにある以上は、第二院の方が第一院よりもラヂカルであるといふことは、意義をなさないわけでありませう。いつの時代でも、進歩性、急進性が國民の半面の意思でありますれば、保守性、慎重性もまた他の半面の國民の意思であ

ることは事實であります。その兩方が代表されて、初めて國民意思の全き代表は表現されるのであります。われわれは決して目的として、第二院を保守主義の代表にしようとは思わぬのであります。結果において保守的役割を務めることは否定しないのであります。それは非難すべきものではない。それによつて國民代表制が完全に發揮され、ばよろしいと信ずるのであります。

こゝから見地からして、衆議院の構成に對するわれわれの主張は、最初から國民代表制のより徹底化ということに存したのであります。そのためには、各方面の代表者が参加することが必要であり、望ましいのであります。いわゆるフアツシズム式の職能代表といふ意味でなしに、各職域の經驗と立場から政治的批判、判斷が下されまことは、國民各階層の意向を政治の上に反映せしめる上に、甚だ有益なことである。これわれわれが、各職域の人々が衆議院議員の候補者となり、しかもそれが一般有権者によつて選出されるという組織を提唱した所以であります。この際政府も十分にわれわれの提案について、虚心坦懐の考慮を願ひたいのであります。(拍手)

われわれの案の詳細は、委員会において御説明申し上げることにいたしますが、こゝにその輪廓だけを申し上げます。日本國民は何人も参議院に立候補は自由であるが、候補者については、すべて各選挙區の選挙管理委員会において、學者、教育家、藝術家、著作家、ジャーナリスト、法曹、醫師、宗教家、企業家、商人、労働者、農民、漁民、公務員、會社員等々、約十二、三種類の範疇の職域別に分類配属するのであります。あらかじめ印刷しておくのである。選挙區は、全國一選挙區といふような、實情に即しないものはやめて、府縣単位とするのであります。選挙人は衆議院議員の選挙人と全く同一であります。複數投票制度によつて、各職域候補者について一人々々、この十二、三のグループの各グループについては一人だけしか選べない。そしてその選挙區が、定員が五人であるならば、五人まで書くことができるといつたような式でありまして、これによつて各職域の代表者を萬遍なく選出することができるのであります。或る職域だけに偏るといふことを避けることができるのであります。でき上つた衆議院についてみますれば、各職域の経験者が萬遍なく代

表されることを期待することができると信ずるのであります。

憲法審議の特別委員会において、問題がこれに觸れました時に、政府の御答辯は、職能代表は或る階層の利益代表に墮するから、採用できないといふような御見解でありましたが、それはわれわれの主張の誤解であることは、只今申し上げる通りであります。

今一つ難點は、立法技術上困難であるといふこと、並びに選挙方法が複雑で、わが國の民度に適しないといふ議論であります。立法技術上困難であることは認めますが、たゞいくらかむつかしいといふだけで、決して不可能ではないのであります。また選挙方法が複雑だと申しますが、府縣と全國との併用よりは簡單であり、一、二回やつて國民がこの方法に慣れまするならば、その後は誤りなく権利を行使することができるようになるに相違ないと思ふのであります。政府はこの際思ひ切つて今一度お考え直し下さる雅量はありませんかといふことをお尋ね申し上げますのであります。(拍手)

この法案の立案者は、全國選挙區制を採用することによつて、われわれの叫ぶ職能も代表され、只今内務大臣のお言葉によると、職能も代表され、

いわゆる大人物も出て来るというように誇つておられるようであります。われわれの見るところでは、それはとんでもない見當違ひである。よほど俊秀な麒麟兒が生まれるつもりでおられましようが、似ても似つかぬ鬼子が生れはせぬかといふことを恐れるのであります。(拍手)この點に對しましては、私は大村内務大臣、齋藤國務大臣等の御所見を伺ひたいのであります。

なほ今一つお尋ねをいたしますが、この法案の選挙運動に關する規定、選挙運動の費用に關する規定等は、實に容易ならざる缺點を包蔵いたしておるに信ずるのであります。衆議院の選挙も、衆議院の選挙も、國民代表を選ぶ選挙としては少しも本質的には變りはないのであります。(拍手)しかるに一方では事前運動も許す、戸別訪問も許す、第三者運動も許す、費用は公開させるだけで無制限であるといふようなことは、實に驚くべきこととあります。(拍手)われわれが長い年月を費してたがび選挙法を改正して、金にものをいわせてやる運動、劣劣なる運動、買収等を取除するの努力し、選挙の明朗化に最近ようやく到達しようとしておる矢先に、一舉にしてこれを覆し、再び腐敗選挙に道を開く恐れあるもの

再び腐敗選挙に道を開く恐れあるもの

ではないかと疑っております。(拍手)
殊に選挙区を大部分共通にいたします
關係上、参議院の選挙を、知事の選
挙、衆議院、府縣會の選挙等々の豫備工
作に利用する者が續出したしまして、
一層一般選挙界を腐敗せしむる危険が
あるのではないかと存するのでありま
す。(拍手)

これを一般有権者の側から見ますな
らば、参議院の選挙とその他の選挙と
の區別は、しかく明瞭ではない。一般
選挙の間に、事前運動をいくらやつて
もよろしい、戸別訪問をいくらやつて
もよろしい、費用もいくら使つてもよ
ろしいという選挙が介在いたしますこ
とは、他の選挙が甚だ迷惑千萬に感ず
るのであります。「ヒヤ〜」(拍手)戸
別訪問のごときは、常に買収のチャン
スになるものであります。そうでなく
とも、敵は本館寺にあり、別の選挙を
狙つて、参議院の際にやつておくとい
うことが考えられるのであります。

(拍手)費用の公開という事で、若手
の抑制を招来するといふ考えかも知れ
ませんが、わが國民の現状では、遺憾
ながら眞に良心的に公開する者がはた
してしかく多いかといふことを疑わざ
るを得ないのであります。(拍手)い
は嘘を言うことを、國民に公許するよ

うなものであります。(拍手)政府とし
ては、取締りの困難といふことを理由
とされるのでありと存しますが、そ
れは理由にならないと思ひ。ひとしく
道徳的抑制に懸念するならば、ともかく
最高限をきめておくことが無難であり
ます。この最高限がきめてありますれ
ば、確實な證據を握つた者は、告發す
ることが出来る。そういう制度がある
だけでも、それは大きい自制的役割を
はたすものと信するのであります。
(拍手)

一體こういうことをしなければ實行
できないという所を見ましても、全國
一選挙区という制度は、みだりに採用
すべきものでないということが明らか
に相なると思ひのであります。(拍手)
政府はどつちかという確信があつて、かゝる
方針をおとりになつたのであるか、お
尋ねをいたしたいのであります。その
他ごまかいことは委員会に譲ることに
いたします。(拍手)

「國務大臣(大村清一君登壇)」
○國務大臣(大村清一君) 只今鈴木
員より、だん〜と御意見を混えて御
質問があつたのでございますが、私先
に提案の理由を説明いたします。然し、
に提案の理由を説明いたします。然し、
に提案の理由を説明いたします。然し、
に提案の理由を説明いたします。然し、

故に簡單に新しい點をお答え申し上げ
たいと思ひのであります。
参議院の特性はどこにあるかとい
うお尋ねでございますが、これは鈴木さ
んの申されましたごとく、参議院は覆
審機關であり、抑制機關であるとい
うに私どもも考えておるのでありま
す。
次に、貴族院にこの法案を先に出
したのはどういふ理由かといふお尋ね
でございますが、これは今回の議會は
短期でございますので、議案を兩院
に配分いたします上からこのように相
なりましたので、そのほかに全然理由
はございません。貴族院の相續人とい
うような考え方は毛頭もつていない次
第であります。

次に、全國選出議員につきまして
だん〜と御意見があり、お尋ねがあ
つたのであります。参議院の組織
をいかにするかといふ點につきまして
は、新憲法におきまして、基本的事項
がだん〜と定められておるのであり
まして、その範圍内において、いかに
これを衆議院の構成と異ならしめるか
といふ點につきましては、臨時法制調
査會、また民間におきまして、だん
だんと意見があつたのであります。だ
ん、政府はこれらの點を仔細に検討い

たしました結果、全國選出議員百人、
地方選出議員百五十人という構成をも
つてするのが適當であるという結論に
達しました次第であります。
比例代表制を何故用いないかとい
うお尋ねであります。今日のわが國
の政黨の發達の程度をもつていたしま
しては、とうてい比例代表制は採用す
ることができないと考えておる次第で
あります。

次に、職能代表制を法定すべしと
いう趣旨のお話があつたのであります
が、御説の通り参議院におきまし
て、實際上の知識経験を結集いたす参
議院の機能を十分に發揮せしめるこ
とを、政府も大いに期待をいたしてお
るのであります。しかしこれを法定いた
しますことは、提案理由の説明の際々々
申し述べましたごとく、結局採用する
ことは適當でないといふことに相なつ
たのであります。

「なぜ適當でないか、適當でない
理由は……」と訊つて聴かぬか。
「聴いておるよ。」と呼ぶ者あり、
笑聲」
○議長(山崎猛君) 靜肅に。
○國務大臣(大村清一君) たい本
法律案におきましては、全國選出議員
百人を設けまして、事實上政黨、職能

團體等におきまして、選用上の推薦が
行われることに相なりますならば、
職能代表制のもつております所の長
所は、十分に反映し得られるものと信
じておる次第であります。
最後に、選挙運動の點につきましてお
尋ねがありました。これもまた提案理
由の説明におきまして、政府の所信は
十分に述べておいた通りであります。
(拍手)

○議長(山崎猛君) 鈴木君、御發言が
ありますか。
○鈴木君 質問はありますが、す
べては委員会に譲ることにいたしま
す。
○議長(山崎猛君) 仲子隆君。
「仲子隆君登壇」
○仲子隆君 國民黨を代表いたしまし
て、若手の質問を申し上げたいのであ
ります。既に鈴木議員によつて質
問せられた點と重複の點が多數ありま
すので、これは省略いたします。
この参議院の性格、特質について、
いまだ承りたいたことがないのであり
ますが、國會は衆参兩院によつて
一體となるのであるけれども、参議院
そのものは第二院であり、第二次的性
格のものであると考えられる。同じく
二者一體といふながら、片一方には憲

法に規定されておるが、これは鈴木さ
んの申されましたごとく、参議院は覆
審機關であり、抑制機關であるとい
うに私どもも考えておるのでありま
す。
次に、貴族院にこの法案を先に出
したのはどういふ理由かといふお尋ね
でございますが、これは今回の議會は
短期でございますので、議案を兩院
に配分いたします上からこのように相
なりましたので、そのほかに全然理由
はございません。貴族院の相續人とい
うような考え方は毛頭もつていない次
第であります。

次に、全國選出議員につきまして
だん〜と御意見があり、お尋ねがあ
つたのであります。参議院の組織
をいかにするかといふ點につきまして
は、新憲法におきまして、基本的事項
がだん〜と定められておるのであり
まして、その範圍内において、いかに
これを衆議院の構成と異ならしめるか
といふ點につきましては、臨時法制調
査會、また民間におきまして、だん
だんと意見があつたのであります。だ
ん、政府はこれらの點を仔細に検討い

たしました結果、全國選出議員百人、
地方選出議員百五十人という構成をも
つてするのが適當であるという結論に
達しました次第であります。
比例代表制を何故用いないかとい
うお尋ねであります。今日のわが國
の政黨の發達の程度をもつていたしま
しては、とうてい比例代表制は採用す
ることができないと考えておる次第で
あります。

次に、職能代表制を法定すべしと
いう趣旨のお話があつたのであります
が、御説の通り参議院におきまし
て、實際上の知識経験を結集いたす参
議院の機能を十分に發揮せしめるこ
とを、政府も大いに期待をいたしてお
るのであります。しかしこれを法定いた
しますことは、提案理由の説明の際々々
申し述べましたごとく、結局採用する
ことは適當でないといふことに相なつ
たのであります。

「なぜ適當でないか、適當でない
理由は……」と訊つて聴かぬか。
「聴いておるよ。」と呼ぶ者あり、
笑聲」
○議長(山崎猛君) 靜肅に。
○國務大臣(大村清一君) たい本
法律案におきましては、全國選出議員
百人を設けまして、事實上政黨、職能

團體等におきまして、選用上の推薦が
行われることに相なりますならば、
職能代表制のもつております所の長
所は、十分に反映し得られるものと信
じておる次第であります。
最後に、選挙運動の點につきましてお
尋ねがありました。これもまた提案理
由の説明におきまして、政府の所信は
十分に述べておいた通りであります。
(拍手)

○議長(山崎猛君) 鈴木君、御發言が
ありますか。
○鈴木君 質問はありますが、す
べては委員会に譲ることにいたしま
す。
○議長(山崎猛君) 仲子隆君。
「仲子隆君登壇」
○仲子隆君 國民黨を代表いたしまし
て、若手の質問を申し上げたいのであ
ります。既に鈴木議員によつて質
問せられた點と重複の點が多數ありま
すので、これは省略いたします。
この参議院の性格、特質について、
いまだ承りたいたことがないのであり
ますが、國會は衆参兩院によつて
一體となるのであるけれども、参議院
そのものは第二院であり、第二次的性
格のものであると考えられる。同じく
二者一體といふながら、片一方には憲

法上規定せられてある特權、或は權力、權限を有すべき點において相當はつきり現れておるのであります。これがたゞ第二院としては、衆議院の活動——いわゆる國會全體としての問題であるかも知れませんが、これを抑制し、國民の聲を聴く時間と與える、行動を慎重ならしめ、感情過激にわたらないようにするというのであるならば、逆に衆議院を制壓する力のように考えられるのであります。これではたして參議院の本來の特質或は任務というものが明かであるかどうか、この點についてまずお伺いしたいのであります。

次に、參議院を第二院としてふさわしいものにつくり上げますについては、これに選ばれるべき人物の問題であります。學識、識見、經驗ある者ということになりますと、これが選ばれるために、いかなる方法をもつて選ぶか。先ほどの質問或は御説明によつて、職域その他の問題もありませんが、もし今日の選舉をもつて考えまするならば、昨年の敗戦以來の世情は、若干落ちつきを失い、或は冷靜なるものを失つております。これはやがて教育が進み、或は國民の教養が高まつたならば、十分に正しく政治的のもの

考えることになり得ると思つてありますが、それは當分容易に來ないものであると思つて。選舉もおのずから或る場合には感情に走り、或る場合はその時の氣まぐれというものになりはせぬかと思つて。政黨によつて行われる場合、或は各労働組合組織等によつて出る場合には、相當の道における人物が出得るかも知れないが、たゞ人氣というものによつて動く今日の冷靜を缺いた場合には、或は今日大臣その他の地位にある方よりも、人氣のある女優というふうな人が出た場合に、世間はわつと浮いて、これに氣まぐれ半分な投票をするというふうな恐れがあるのではないか。全國的な投票の場合において、全國を地域とする場合において、この點は最も危險視せられるものであると思つてあります。國家の重要な仕事をするのであつて、いかなる者がこゝに出てもこれは差支へないのであるけれども、われわれは國家の重要なものに對して抑制的な立場で働くものとして選ぶ場合においては、この人物の選擇について、十分なる選舉上の用意を要するものであると思つてあります。この點について政府の御意向を伺います。

次に、この人員を二百五十名とせ

られ、百名、百五十名と區別せられたのであります。これは憲法四十三條による人口の割合と、全體という二つの立場によつておるのであります。しからばこの全國一體という問題は、先ほど主張があつたごとく、まず選舉運動なり投票なり非常に困難を感じるものであるが、私はこれについて、いわゆる行政ブロック、地區的なブロック、近畿とか、關東とかいう地區的ブロックで人を選ぶならば、比較的冷靜にその人を知り、その識見、學識を知りながら選ぶことができるものではないか。こう思つてあります。従つて全國一圓とせず、地區ブロック等について、何かお考えがあつたのであるか承りたいのであります。

さらに地方選舉に關して、二、四、六、八という偶数が選ばれてあるのであります。或は鳥取縣と宮城縣と比較すると、その人口の差において非常に差異があるにも拘らず、これが二人である。同様なものが各所に考えられます。強いて百五十人を半期交代という立場から選ばれますと、かくのごとくなるのであるけれども、これはこの地方選舉なるものを、さらにブロック組織の中で考えるならば、人口を基礎にして三、五というふうな奇數にな

つてもいいのではないかと思つてあります。これを強いて百五十人に限定し、複數にしようとする所に無理が生じて、國民の代表という意味が、或は選舉という意味が、機械的に抑制せられておるのではないか。この點について何かお考えがあるか。或は御工夫なさつておつたのであるか。この點が承りたいのであります。

次に、選舉の方法、或は運動、または費用に關する問題であります。先ほどの説明もあり、或は質問もあつたごとく、今日選舉ということ、非常に人間の勞力を要し、資材を要し、金錢を要するものであります。これについて無制限に費用を使うことを、公開することによつて許す、公開することによつてその實情を知らしめるといふことであるならば、或いは十分現われない部分をもつても費用は使われる。こういう諸點を考へ併せ、今日まさに多數の地方選舉等が行われて來る場合に、さまざまの誤り、或は墮落を生ずる恐れがあるという立場から、一切將來の選舉は公營にするという御意思はないか。以上をお伺いいたします。

きまして、第二院として參議院を設けることに相なりましたのは、畢竟兩者の長短補補わしめるとともに、審議の慎重を期するためと存するのであります。しかして參議院が衆議院に對して抑制作用をいたすということは、當然の狙いでございますが、もし程度を超えた抑制作用が起りました際には、ましては、衆議院優先の憲法になつておりますので、これによつて問題は解決されるものと考へておる次第であります。

次に全國選出議員について、不健全なる議員が出る恐れはないかということですが、民主主義政治は國民の健全なる判断を前提としたものであります。結局選舉人が參議院議員に最も適當なる人、よい人を選ばうということを期待するはかばかはないのであります。この點につきましては、國民の政治教育、公民教育ということも必要でございますが、また國民が民主主義政治に參與することにつきまして、十分の用意と努力をいたされんことを切望するものであります。

次にブロック單位の選舉區を考へてみたことがあるかというお尋ねでございます。ブロック單位の選舉區制は、現在の衆議院議員の選舉區と差異を

〔國務大臣大村清一君登壇〕
○國務大臣(大村清一君) 新憲法にお

設けるという點から申せば一つの案でございませぬが、政府といたしまして、この點種々研究いたしましたのであります。プロック単位は、中間的な區域でありますから、全國一選舉區制のもつております長所から申せば、十分でないということになります。また府縣選舉區を可なりとする見地から申しますれば、その長所がほけて參るわけでありまして、結局中間的區域を確定いたしました新たな選舉區を設けますことは、適當でないという結論に達した次第であります。

次に定員の配當を奇數單位で推し進めている點についてのお尋ねでございますが、御承知のように憲法第四十六條におきましては、參議院議員は三年毎に半數づゝ改選する原則を定めておるのであります。この半數改選の精神から申せば、三年毎に同様な選舉によつて改選されることが、よりよくその精神に合致するものと考えられるのであります。しかるに奇數選舉區を認めるといたしますれば、必ずこれに對應いたしました奇數選舉區をさらにつくらなければなりません。その結果、相當多數の選舉區が奇數ということに相なつて參るのでございますが、そのうちたとえて申しますれば、三人選舉

區では三年毎に一人または二人を交互に選舉することになるのでありますから、どうもその結果はよくないと思つてあります。加うるに奇數選舉區を設けるといたしまして、議員定數を各選舉區に配當する上に、技術上の困難さもあるのであります。よつて結局人口四十八萬七千餘に對しまして、參議院議員一人を振り當てる建前をとりまして、各府縣の人口に比準して偶數定員を配當した次第であります。(拍手)

○仲子隆君 公營に關する御答辯がありません。
〔國務大臣大村清一君登壇〕
○國務大臣(大村清一君) 選舉運動、その方法につきましては、從來のごとき制限拘束を撤廢いたしました。費用の公開主義により、健全なる國民の批判に任せるという建前をとつたのであります。これに伴ひまして、でき得る限り選舉の公營を擴充いたしたいという見地で案を練つたのでございます。が、今日の現状といたしましては、經歷、議員候補者の氏名の揭示、演說會場の施設、この三者を公營といたすことにいたしましたのであります。なおまた法律外の問題といたしましては、可能の限度におきましてラジオを用いることも考へてみる豫定であります。その

他の公營方法につきましては、今日の狀況といたしまして、物資、資材その他の關係からいたしまして、制度として公營を擴げることが困難でございますので、この程度に止めるのやむなきに至つた次第であります。今後の狀況に應じて、さらに選舉公營の擴充は、政府としても將來考へてみたいと存じておる次第であります。

○仲子隆君 詳細は委員會に譲りまして、以上で質問を打ち切ります。
○議長(山崎猛彦) 布利秋君
〔布利秋君登壇〕
○布利秋君 上程されました法案の最後の質疑が私である。こゝで考えますことは、貴族院の存在が、衆議院の行き退きを抑えて、公平無私な政治に向けるという點に、過去の貴族院があつたのであります。しかし貴族院が公平無私に出ることのできない場合もありました。その實證としては、この戦争の場合に、むしろ軍部と合同をした形が見えた。場合によつては、有害無用の場合がありまして、再び參議院となつて有害無用の長物とならんことを私は考へて、その點から若干質疑を試みたいと思ひ、きわめて簡単にやります。

甚だこまかいことを言うようでありますが、選舉の技術面に現われるものが、若干片寄り過ぎておる感を懷きます。その結果有効投票に達しない場合がありまして、面倒な再選舉を行う煩わしい點があらはせぬか。その見透しをおもちになつてのことであらうと考へますから、簡單に御説明を願ひたい。全國を一區としまして、その場合議員は百名であるときまつておる。これが質のよろしい議員を選定する最善の方法であるかを疑いますので、その百名という數字が、どこから割り出されて來たのであるかを、これまた簡單に承つておきたい。

法制調査會では定員を三百名の豫定をしておつた。今度は參議院の定員數が、衆議院の總數の半分以下に切り落されるということに決定をしておつたかのごとく思ひます。しかしこの法案では二百五十名と決定しておりますが、してみれば參議院の數といふのは、衆議院の數のまだ半分以上になつております。この經緯を一つ承りたい。貴族院では數の多からんことをどうも運動しておるようでありました。これを數の問題について外國の例を見ますと、アメリカは二院制度であつて、百人たらず、それで國政を處

次に、議員の任期が六箇年に對しまして、三年ごとに半數を限つて選舉を行ひ、この場合に處する選舉技術面の處理方法として、各府縣別に議員數

を、先ほども御質疑がございましたが、その偶數によつて割り出されておる。この點は同じであります。私のこまかい。宮城縣のごときは、百四十九萬人の有權者數に對して特に二名、また栃木縣のごときは、百五十萬人の有權者數に對しまして、前者と一萬違いで後者は四名、なるほど偶數の説明を受けましたが、一萬違ひにおいてかくもへだたりの多いということは、正しい選舉の方法であるかどうか、この點を一つ――技術的には御困難ではありましようけれども、肚のある所を聴かしていただきたい。

理しておると聞き及んでおります。本法案には二百五十名と決定されておる。この二百五十名に限るといふその數字は、これまたどこから割り出されたものでありますか、お尋ねをした

次に、全國一區という技術に對しまして、現政府における齋藤國務相は——私は齋藤國務相に通告をいたしました。御老體甚だお氣の毒と考

まして、齋藤國務相が折角その主張をおもちになつてゐるのをむざ／＼退けて、全國一區の精神を貫かなければならぬという、その裏に何かありま

次に、參議院議員の資格年齢につきまして、三十歳以上と決定されておる。これはきわめて革新的に見えます。しかしこれは政府自身がどうい

いよ／＼選挙を行うという場合において、候補者の数は議員定数を超えること三倍、或は四倍以上になる場合がないとは言えません。その場合に各候

補者の政見發表がどういふふう技術的に取扱われるか。結局その技術面

が起りはせぬかと考えます。結局候補者として政見發表を打切つて、お互いが申し合せて静かに選挙に臨む

その静かなる選挙のかけに何が動くか。今まで説明がしば／＼ありました

最後に、參議院に政黨色の色彩を認めるとお考えになつた説明がありました

た。しからば參議院も衆議院も、ともに政黨政治に陥つてしまふ。その本来の使命たる、すなわち衆議院の行き過ぎを抑える、公正無私な政治を行うべき參議院の性格というものが、麻痺状

に陥つて、政府の考えられる參議院の使命は、完全にはたされぬ場合がありはせぬかという心配について御解釋を願いたい。つまり結果において一院制に陥りやすいのである。形式的には二院制度を行つておつても、これがち

府において確乎不動の確信があるかと思ひますから、その明確なる御答辭を承りたい。

〔國務大臣大村清一君登壇〕

○國務大臣(大村清一君) 布議員のお尋ねに對しまして、簡單にお答えいたします。選挙の際におきます最小得票數につきましては、地方選出議員は、他の一般の例と同様に四分の一

が、全國選出議員につきましては、これを引下げて八分の一といたし、所要の議員を得る便を考慮いたして

る次第であります。これによりまして、再選挙のごときは先ず行われることがなからうという見込がある次第であります。

次に、參議院の議員定数を二百五十人といたしましたのは、お話のごとく諸外國の例によりまして、第一院に對して第二院の定数は非常に少くなつてゐる所が多いのであります。わが國におきましては、新憲法において、參議院の権能はだいたい衆議院の権能と同様であります。議案の審査その他

の關係を考えますと、これをあまり少い數にいたすことはいかゞかと考えまして、種々考慮いたしました結果、結局二百五十人ということに決定いたし

た次第であります。しかし地方選出議員に百五十人を振り向け、残り百人を全國選出議員にいたしましたのは、全國の人物を選出する上におきまして、地方選出議員よりも何がしか少くした方が適當であらうという見透しで、これを百人といたしましたのであります。定員を定めました理由は只今申し上げた通りでありまして、他に何も理由はない次第であります。

次に地方選出議員の制當におきまして、偶數をとるといふ必要性については、さきにお答えを申し上げた通りであります。これを人口配分にいたしますと、宮城縣と栃木縣の間にお

いて、少數の人口差で二人と四人というやうな結果を招來いたすことは、配當技術上やむを得ざることと考えている次第であります。

次に、年齢を三十年といたしましたことは、衆議院の被選挙年齢が二十五歳でございますので、これと對比いたしまして、五歳程度を高めることが適當であるという結論に達したのであります。しかし實際の選挙を見ますと、かりにこれを四十歳に高めてお

きましても、結果においてはほとんど相違がなからうと思つてあります。もと

よりこれを三十歳にすることによりまして、幾人かの少壯議員が當選することも豫想されますが、年齢を極端に高

くいたしました、少壯有爲の士を排斥することも考えものでありまして、それらの點をかれこれ考慮いたしました、三十歳とするのが最も適當であらうという結論に達した次第であります。

次に、選挙における弊害を恐れる所はないかということでありまして、民主主義の發展のために、健全なる選挙運動が展開せられまして、また有権者も健全なる判断の下に、選挙における弊害を努めて除去することに協力せられんことを切望するのみであります。

最後に、參議院に政黨はいることはよろしくないという趣旨のお話があつたのであります。立憲政治、殊に議會政治の發展の上におきましては、政黨の裏づけは絶対に必要でありまして、今後健全な政黨の發達と運営によりまして、わが國の民主政治は大なる發展を遂げるものと私どもは確信いたしておる次第であります。(拍手)

○布利秋君 他の機會に譲りまして、この質疑はこれをもつて打切りといたします。

○議長(山崎猛君) これにて質疑は終了いたしました。本案の審査を付託すべき委員の選任についてはおはかりいたします。

○山口喜久一郎君 本案は議長指名四十五名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 山口君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

日程第三、衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律案(政府)を開きます。大村内務大臣。

第三 衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律案(政府)提出) 第一讀會

衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律案

第一條 昭和二十一年法律第三十号(衆議院議員選挙人名簿等の臨時特例に関する件)第一條の規定による衆議院議員選挙人名簿を用いて選挙を行う場合において、衆議院議員選挙人名簿に登録されてい

ない者で衆議院議員の選挙をするものがあるときは、市区町村会議員選挙管理委員会その他の名簿調製機関は、本人の申請により、臨時に、これらの者を登録する衆議院議員選挙人名簿を調製しなければならない。

海外引揚者は、市区町村(これに準ずるものを含む。以下これに同じ)の区域内に住居を有すれば、引き続き六箇月以上その市区町村の区域内に住居を有しなくても、前項の選挙人名簿にこれを登録することができる。

第一項の選挙人名簿は、基本の選挙人名簿が効力を有する間、その効力を有する。

第一項の規定は、東京都制第九十三條ノ十三第一項、道府縣制第七十四條ノ十三第一項、市制第七十三條ノ九第一項、町村制第六十一條ノ八第一項及び第三百三十六條並びに東京都制施行令第七十八條ノ十第一項の規定による選挙については、これを適用しない。

前三項に定めるものを除く外、第一項の場合において必要な事項は、命令でこれを定める。

第二條 前條第二項に掲げる者を登録した衆議院議員選挙人名簿を用

いて地方公共団体の長又はその議会の議員の選挙を行う場合においては、東京都制第十六條ノ十一第一項、市制第二十條ノ二第一項及び町村制第十七條ノ二第一項の規定の適用については、その選挙人名簿中期製期日において地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者に関する部分(これを衆議院議員選挙人名簿中間部分といふ)は、これを衆議院議員選挙人名簿とみなす。

前項の衆議院議員選挙人名簿中間部分に關し必要な規定は、命令でこれを定める。

第三條 昭和二十一年法律第三十号第三條の規定による補充選挙人名簿を用いて選挙を行う場合において、衆議院議員選挙人名簿中間部分又は補充選挙人名簿に登録されていない者で地方公共団体の議会の議員の選挙権を有するものがあるときは、市区町村会議員選挙管理委員会その他の名簿調製機関は、本人の申請により、臨時に、これらの者を登録する補充選挙人名簿を調製しなければならない。

第一條第三項乃至第五項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

昭和十三年法律第八十四号は、これを廢止する。但し、同法の規定による衆議院議員選挙人名簿又は補充選挙人名簿で、この法律施行の際現に効力を有するもの及び調製中のもの並びに地方公共団体の議会の議員で、召集中のためその職を失いその残任期間中に召集を解除されたものについては、同法は、なお、その効力を有する。

昭和二十年法律第四十二号(衆議院議員選挙法の一部を改正する法律)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削る。

〔國務大臣(大村清一君) 只今上程になりました、衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律案につきまして、その提案の理由並びに法案中主要な事項につきまして御説明を申し上げます。この法律案の趣旨といたします所は、今後およそ一年の間、衆議院議員を初め、地方公共団体の長またはその議会の議員の選挙を行う時は、選挙の

都度臨時に選挙人名簿を調製いたしまして、選挙直前の一定の時期を押えて、選挙権を有する者を漏れなく名簿に登録して、国民参政の實を充ちたしますとともに、海外引揚者につきましては、特に衆議院議員の選挙人名簿に登録されるために必要な所の、六箇月の居住期間を必要としないことといたしまして、特別の救済措置をさらに繼續して講じて行こうとするものであります。

以下本法律案におきまして規定いたしておりますおもな事項について説明をいたします。第一は、臨時名簿の調製であります。選挙人名簿の調製は、現在いわゆる定時名簿主義をとつておりました、毎年一回づつ調製することにしたのであります。これは名簿の正確性を保つ上からは、確かに長所をもつておるやうであります。が、他方その名簿が一年間据え置かれます關係からいたしまして、名簿調製期日後新たに選挙権を行使することができるやうになつた者や、いわゆる脱漏者は、次ぎの年の名簿に登録せられるまでの間、選挙権を行使することができない缺點を只今もつているのであります。よつて、この定時名簿制度のもつ缺點を是正し、選挙権行使の機會

をできるだけ廣範圍に與えようとするため、カード式の永久名簿制度を考案中であるのでありますが、近く府縣知事、市町村長、その他の地方公共團體の長、並びに府縣會議員、市町村會議員、その他の地方公共團體の議會の議員の選挙が行われることになつておりますので、去る十月十日現在をもつて調製いたしました名簿調製後に、新たに二十歳に達した者、或は居住期間の要件を充すに至つた者、またはいわゆる脱漏者等を救済するために、本人の申請によりまして、臨時にこれらの者を登録する衆議院議員選挙人名簿、または補充選挙人名簿を調製することとしたのであります。尤も地方公共團體の長の、いわゆる決戦投票の際には、名簿調製の餘裕がありませんので、これに對しましては、この措置を講じないことにいたしておるのであります。

第二に、海外引揚者に對する居住期間の要件の撤廢であります。いわゆる海外引揚者につきましては、多くはその住居も安定しがたい状況にありますので、昨年衆議院議員の選挙権につき、一般的に六箇月の居住期間を撤廢した昭和二十年勅令第五百三十七號と同一の特例的措置を、右の衆議院議員の臨時選挙人名簿を調製する際に、海外引揚者に限つてさらに繼續することとしたのであります。尤もこの特例的措置は、衆議院議員の選挙権に限つてこれを認め、地方公共團體の議員の選挙権につきましては、地方公共團體が地縁團體である特質に鑑みまして、これを認めないことといたしておるのであります。

臨時選挙人名簿を調製する際に、海外引揚者に限つてさらに繼續することとしたのであります。尤もこの特例的措置は、衆議院議員の選挙権に限つてこれを認め、地方公共團體の議員の選挙権につきましては、地方公共團體が地縁團體である特質に鑑みまして、これを認めないことといたしておるのであります。

第三に、居住期間の六箇月に達しない海外引揚者を登録いたしました衆議院議員選挙人名簿は、箇月の居住期間を必要とする所の地方公共團體、またはその議會の議員の選挙にそのまゝこれを用いることができせんので、その名簿のうち、地方議會の議員の選挙権をもつてゐる者に關する部分だけを、衆議院議員選挙人名簿とみなしまして、それらの選挙に使用することをいたしましたのであります。

第四には、現役または召集中の者に對する選挙権及び被選挙権の缺格條項の整理であります。現在なお兵役法上、現役または召集中の取扱ひを受けてゐる者があるのがあります。軍の解消いたしました今日、これらの者に選挙権及び被選挙権を認めない理由がありませんのみならず、先般の地方制度の改正によりまして、既に地方公共團體の議員の選挙権及び被選挙権が、これらに對して認められておるのでありますので、附則におきまして特に規定を設けて、衆議院議員の選挙権及び被選挙権もこの際認めるといたし、臨時名簿調製の際これに登録ができるようにいたしましたのであります。

最後に、昭和十三年法律第八十四號は、現役または召集中の軍人等が歸還した場合の臨時名簿の調製及び議員の應召や歸還に伴う臨時措置を規定した臨時立法でございますが、この法律案が成立いたしますならば、その必要がなくなりまして、これを廢止することとしたのであります。たゞ同法によりまして調製いたしました名簿及び地方議會の議員で應召中の者が復歸した場合における特別措置についてだけ、その效力を存続させることとしておるのであります。何とぞ御審議の上御協賛あらんことを切望申し上げます。(拍手)

○議長(山崎猛君) 本案の審査を付託すべき委員の選挙についておはかりいたします。

○山口喜久一郎君 本案は政府提出參議院議員選挙法案委員に併せ付託せられんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 山口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられませんでした。

○議長(山崎猛君) 山口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられませんでした。

有價証券の處分の調整等に関する法律案 第一讀會

衆議院議員選挙法案委員に併せ付託せられんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 山口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられませんでした。

券、戦後経済の民主化を図るため

処分せらるべき有價証券等多額の

有價証券の処分を、円滑且つ公正

ならしめるため、有價証券市場の

状況に應じて、その処分に関する

時期、價額、数量等に所要の調整を

加えるとともに、廣く國民の間に

有價証券の分散を図ることを目的

とする。

第二條 この法律において指定証券

とは、左に掲げるものをいう。

一 政府の所有する有價証券

二 持株会社整理委員会が、持株

会社整理委員会令第一條の規定により指定を受けた会社又は個人から譲渡を受けて所有する有價証券

三 昭和二十年^{大藏}外務省令第一号^{内務省} (外地銀行、外國銀行及び特別

戦時機關の閉鎖に關する件) 第一條に規定する指定機關の所有する有價証券

四 昭和二十一年^{大藏}司法省令第四号^{司法省} (日本証券取引所の有價証券買

買取引事業特別会計に屬する財産に關する件) 第一條の規定により、閉鎖機關保管人委員会委員長の管理する有價証券

五 昭和二十年勅令第五百六十七

号（会社の証券保有制限等に関する件）の規定に基いて、同令第一條に規定する指定会社、従属会社若しくは関係会社又は同令第五條第一項（同令第十七條において準用する場合を含む。）の規定に該当する者が譲渡すべき株券及び出資証券（同令第六條第一項第一号に掲げる者に対し譲渡する株式を除く。）

六 企業再建整備法に規定する特別整理株式会社（以下特別整理株式会社という。）が同法に規定する決定整備計画の定めるところに従つて譲渡すべき有價証券及び同法第五十三條に規定する者が、同法の規定の準用の結果譲渡することとなる有價証券

七 前各号に掲げるものの外、命令で定める有價証券

前項において有價証券とは、國債証券、地方債証券、株券、出資証券、社債券その他命令で定めるもの（明治三十九年法律第三十四号國債に関する法律又は社債等登録法の規定により登録されたものを含む。）をいう。

第三條 指定証券の譲渡については、その譲渡の計畫に關し、予め

証券処理調整協議会（以下協議会という。）の承認を要しなければならない。

第四條 協議会に、協議員を以てこれを組織する。

協議員は、左の各号に掲げる者の代表者（第三号に掲げる者及び第五号の規定に基く命令により指定された個人については、その者）を以てこれに充てる。

一 國

二 持株会社整理委員会

三 閉鎖機關保管人委員会委員長

四 日本銀行

五 前各号に掲げるものの外、命令で指定する者があるときは、その者

第五條 協議会に議長を置く。

議長は、協議員の中一人を以てこれに充てる。

議長の選任及び解任は、協議員の過半数を以てこれを決する。

議長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

第六條 協議会の決議は、議長を選任及び解任の場合を除く外、協議員全員の意見の一致による。

前項に規定するものを除く外、協議会の運営に關し必要な事項

は、協議会の規約（以下規約という。）を以てこれを定める。

第七條 指定証券（第二條第一項第五号の指定証券を除く。）を譲渡しようとする者は、規約の定めるところにより、譲渡の時期、價額、数量その他譲渡に關し必要な事項を記載した計画書を作成し、これを協議会に提出しなければならない。但し、命令の定める場合はこの限りでない。

前項の規約を決定したときは、協議会は、命令の定めるところにより、これを公告しなければならない。これを改正したときも、また同様とする。

第八條 前條第一項の規定による計画書の提出があつたときは、協議会は、これを検討し、有價証券市場の状況を勘案し、指定証券の譲渡を円滑且つ公正に行い、その証券の分散を図るに適當であると認めたとときは、これを承認する。

前項の場合において、計画書に記載された事項のうち、同項に掲げる趣旨に照し、協議会が不適当と認めるものがあるときは、協議会は、計画書の承認をなせず、又は所要の変更を加えて計画書を承認することができる。

前二項の規定による処分をしたときは、協議会は、計画書の提出者に対し、これを通知する。

前條第一項の規定による計画書の提出があつた場合において、その提出があつた日から三十日以内に第三項の規定による処分の通知又は特別の指示がなかつたときは、その期間満了の日において、その計画書は、協議会が、これを承認したものとみなす。

第九條 第二條第一項第五号の指定証券については、持株会社整理委員会において、命令の定めるところにより、昭和二十一年勅令第五百六十七号第四條又は第五條の規定により持株会社整理委員会に対し提出された株式処分計画書（同令第六條第一項第一号に掲げる者を譲渡すべき株式に関するものを除く。以下同じ。）に記載する計画を綜合し、その綜合計画について、協議会の承認を受けるものとする。

前條の規定は、前項の場合について、これを準用する。

持株会社整理委員会は、第一項の規定による承認を受けた綜合計画に基かなければ、昭和二十一年勅令第五百六十七号第八條の規定による株式処分計画書の承認をしてはならない。

第十條 第八條の規定により指定証券の譲渡に關する計画書の承認を受けた者又は第二條第一項第五号の指定証券について昭和二十一年勅令第五百六十七号第八條の規定により株式処分計画の承認を受けた者は、当該計画書の定めるところに従つて、指定証券の譲渡を協議会に委託しなければならない。但し、特別整理株式会社及び企業再建整備法第五十二條に規定する者（以下特別整理会社等という。）が第二條第一項第六号の指定証券を譲渡しようとする場合及び命令で定める場合はこの限りでない。

前項の規定による委託があつたときは、協議会は、委託者の代理人としてその承認した計画に従つて指定証券を譲渡しなければならない。

前項の場合において、市況の變化その他やむを得ない事情により、その承認した計画に従つて指定証券の譲渡をすることができなかつたときは、協議会は、その計画を変更することができる。

第八條第三項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第十一條 特別整理会社等は、第八條第三項（第二項において準用す

る場合を含む。の規定による計圖書の承認の通知を受けた場合において、市況の変化その他やむを得ない事情があるときは、命令の定める期間内に、協議会に対し承認のあつた計画書について、その承認の変更を申請することができる。この場合において、その承認は、その申請に対する協議会の処分のある日まで、その效力を停止される。

第八條の規定は、前項の申請のあつた場合に、これを準用する。特別清算会社等は、協議会の承認を受けた計画に従つて指定証券を譲渡しなければならない。特別清算会社等は、指定証券の譲渡を協議会に委託することができ。特別清算会社等が、第八條(第二項)において準用する場合を含む。の規定による承認を受けた後、協議会の指示する期間内に指定証券を譲渡しなかつた場合には、その譲渡のなかつた範囲内において、承認は、その効力を失う。

第十二條 第十條第一項又は前條第四項の規定により、協議会に対し、指定証券の譲渡の委託をする者は、命令の定めるところにより、協議会に対し手数料を支拂はなければならない。

第十三條 協議会は、指定証券の円滑かつ公正な処分をするため必要があると認めるときは、命令の定めるところにより、関係各機関官吏、指定証券を所有する者又は証券の取引に關し特別の知識経験を有すると認められる者に対し、協議会の会議に出席して意見を述べべき旨を要求し、又は有價証券市場の状況その他協議会の職務を執行するについて参考となるべき事項に關し、報告、情報又は資料の提出を求めることができる。

第十四條 政府の指定する会社その他の法人(以下指定法人という。)は、命令の定める日において株主名簿又は出資者名簿に記載された株主又は出資者の住所及び氏名又は名称並びに各株主の有する株式の種類及び枚又は各出資者の有する出資の口数を、協議会に報告しなければならない。

第十五條 指定法人は、前項の規定により報告をした後、その報告に係る事項に異動を生じたときは、指定法人は、命令の定めるところにより、異動に係る事項を協議会に報告しなければならない。

第十六條 協議会の経費は、規約の定めるところにより、第四條第二項各号に掲げる者において、これを負担しなければならない。

第十七條 協議会の事務を処理させるため、協議会に事務局を附置しこれを所要の職員を置く。

第十八條 協議会は、命令の定めるところにより、事務局の所在、議長の住所及び氏名その他必要な事項を公告しなければならない。

第十九條 この法律によりなすべき公告に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十一條 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の過料に処する。

第二十二條 協議会その他協議会の職員が、第十八條第二項の規定に違反し同項に掲げる行為をしたときは、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第二十條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、同條の罰金を科する。

第二十四條 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の過料に処する。

第二十五條 協議会その他協議会の職員が、第十八條第二項の規定に違反し同項に掲げる行為をしたときは、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十六條 協議会その他協議会の職員が、第十八條第二項の規定に違反し同項に掲げる行為をしたときは、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十七條 協議会その他協議会の職員が、第十八條第二項の規定に違反し同項に掲げる行為をしたときは、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十八條 協議会その他協議会の職員が、第十八條第二項の規定に違反し同項に掲げる行為をしたときは、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十九條 協議会その他協議会の職員が、第十八條第二項の規定に違反し同項に掲げる行為をしたときは、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三十條 協議会その他協議会の職員が、第十八條第二項の規定に違反し同項に掲げる行為をしたときは、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

又は資料の提出を求められた場合において、その提出を怠り、又は虚偽の報告、情報若しくは資料の提出をした者

附則

この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

この法律は、指定証券に關し、この法律施行の際、譲渡契約が成立してある場合又は譲渡の申込のあつた場合においては、当該譲渡行為については、これを適用しない。

〔國務大臣石橋湛山君登壇〕

○國務大臣(石橋湛山君) 只今議題となりました、有價証券の處分の調整等に關する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

財産税法に基づいて國庫に納付いたされまます有價証券、またいわゆる持株會社或は閉鎖機關の整理に伴ひまして處分を要する有價証券、その他今後証券市場において處分を要する有價証券は、きわめて歴大な額に上るものと豫想されるのであります。これらの巨額の有價証券の處分をそのままに放置いたしておきます時は、各機關におきまして處分しようとするこれらの有價証券が、時を同じくして市場に殺到いたしまして、競合の結果、證券市場を著しく混亂せしめ、これがために證券價格も不當の低落を見るに至るといふようなことに相なりまして、これら有價証券の處分は、とうてい圓滑に行われぬのではないかと恐られるのであります。従いまして、これ等の有價証券を圓滑に合理的な價格をもつて處分いたしますためには、多額の有價証券を處分いたそうとする各機關が相互に協調して、處分すべき有價証券の處分の時期、價額、數量等に所要の調整を加えて、一定の計畫の下に、順序よく處分して行くことが、必要であると考へます。なおこれらの機關が有價証券を處分いたします場合におきましては、特定のものに對して過當に多額の證券が戻るというようなことを避けるように、きわめて公平にこれを配分しなければならぬと思ふのであります。しかしてそのためには、處分に關する事務はこれを統一的に處理し、また株式の最終の所有者を明らかならしめておくことがきわめて大切であると存するのであります。以上の理由からいたしまして、政府はこゝに有價証券の處分の調整等に關する法律案を提案いたしました次第であります。

次に、この法律案の内容について

少しく御説明申し上げます。まず第一は、證券處理調整協議會についてであります。今後多額の有價証券を處分しようとしたすもの、すなわち國、持株會社整理委員會、閉鎖機關保管人委員會及び閉鎖機關の特殊整理人であります所の日本銀行、さらにまた特別經理會社の利益を代表するもの等の代表者をもつて、證券處理調整協議會を組織いたし、各機關が處分すべき有價証券につきまして、この協議會が市場の状況等を勘案して、處分の時期、價額、數量等に所要の調整を加えるのであります。すなわち各機關は、有價証券の處分計畫につき協議會の承認を受けなければ、有價証券の處分ができません。このことによりまして、また協議會が有價証券の處分計畫を承認する場合等には、協議會の決議は、議長の選任及び解任のほか、協議員全員の一致によることといたして、おります。

第二に有價証券の處分についてであります。國、持株會社整理委員會、閉鎖機關保管人委員會及び日本銀行は、協議會の承認を受けた計畫に従つて有價証券を處分する場合には、必ずこの協議會にその處分を委託しなければならぬことに相なつております。

なお特別經理會社が有價証券を處分する場合におきましては、特別經理會社はみづから處分しても差支えないのであります。また必要があれば、この協議會に委託して處分することもできますのであります。協議會が各機關から有價証券の處分の委託を受けました時は、協議會は必ずその承認した計畫に従ひ有價証券を處分しなければならぬのであります。賣出しの公告をいたし、申込みを受け、割當を行う等、有價証券の賣買は、協議會が各機關に代つてその事務を處理することになるのであります。

第三は、株主等に關する事項の報告についてであります。以上申し上げました方法によりまして處分いたされた株式の最終の株主を明瞭にする手段といたしまして、一定の會社に對して、政府の指定する一定の目現在の株主名簿に記載された株主の住所、氏名、所有株數をこの協議會に報告せしめるのであります。またなおその後におきまして、株主の異動があつた都度、その旨を協議會に報告せしめることにならしておるのであります。なお證券處理調整協議會は、有價証券の處分に關する調整及び斡旋を目的として組織するものでありますから、これがために持株會社整理委員會や閉鎖機關等の各機關の独自の性格及び任務は、これによりましてならん制限變更を受けるものではないことは勿論でございます。

以上がこの法律案のたいたいの内容であります。何とぞ速やかに御審議の上、御協賛あらんことを切望いたす次第であります。(拍手)

○議長(山崎猛彦) 本案の審査を付託すべき委員の選舉についておはかりいたします。

○山口喜久一郎君 本案は政府提出増加所得税法委員に併せ付託せられんことを望みます。

○議長(山崎猛彦) 山口君の動議に御異議ありませんか。

○議長(山崎猛彦) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

○山口喜久一郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際佐藤義詮君外四名提出、戦時補償特別措置法の一部を改正する法律案を議題となし、その審議を進められんことを望みます。

○議長(山崎猛彦) 山口君の動議に御異議ありませんか。

○議長(山崎猛彦) 御異議なしと認めます。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。戦時補償特別措置法の一部を改正する法律案の第一讀會を開きます。提出者の趣旨辯明を許します。提出者左藤義詮君。

戦時補償特別措置法の一部を改正する法律案(左藤義詮君外四名提出)

第一讀會

戦時補償特別措置法の一部を改正する法律案

戦時補償特別措置法の一部を次のように改正する。

第十二條中「現に別表二第一號」の下に「及び第五號」を加える。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

改正後の戦時補償特別措置法第十二條第一項の規定により軽減又は免除される戦時補償特別税で、この法律施行の際既に納付されたものについては、命令の定めるところにより、當該税額に相当する金額を還付する。

〔左藤義詮君登壇〕

○左藤義詮君 只今上程せられました。

た、各派共同提案の戦時補償特別措置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由並びに内容を簡単に御説明申し上げます。

前讀會において可決されました戦時補償特別措置法は、その第十二條において、民法第三十四條の規定により設立した法人その他の營利を目的としない法人又は團體で命令で定めるものが、

この法律施行の際現に別表二第一號に掲げる請求権を有し、又はこの法律施行前に同號に掲げる請求権について決済を受けた場合においては、政府は、命令の定めるところにより、戦時補償特別審査委員會の諮問を経て、戦時補償特別税を軽減又は免除することが出来る。、こういふふうの規定をして

おります。こゝに別表二第一號とは、舊戦争保険臨時措置法又は舊戦時特殊損害保険法に基く戦争保険契約による戦争保険金の請求権、すなわち、戦争保険金につきましては、戦時補償特別税の減免を認めたのでありますが、別表二の五、舊防空法第五條の五第二項の規定により指定された地區内に存する建築物を除却する場合における補償金及び當該建築物の賣買代金の請求権、すな

わち強制疎開のための補償金につきましては、全くこの恩典が認められてい

ない。こゝに片手落ちになつておるのであります。

元來防空法による疎開が、當時敗戦に血迷つた軍閥官僚の無理解きわまる

專制抑壓によつて強行せられました。こゝとは、御承知の通りであります。わが國文化と信仰の中心である京都府の一例を見ましても、わずかに旬日の期限をもつて、學校や寺院、教會等に、一律に建物の譲渡命令が發せられま

して、建物の移轉や拂下げも絶対これは許さない。全部を買い上げて二足三文に處分してしまつたのであります。しかもその補償金たるや、當時の貨幣価値をもつても、なお甚だ安かつたのであります。豺狼のごとき軍閥獨裁下においては、涙を呑んでこれに服

従したのであります。爆撃でひとに焼けた方がまだしも諦めがつきやすい。しかもその方の戦争保険金には法の情けがかけられておるのに、いわばなぶり殺しのような強制疎開の方には、なんらの考慮が施されていない。これはなんといつても不合理不公平と申さなければなりません。

復興につきましても、後から焼けてしまつたものより、先きに疎開せられたものの方が早く手をつけております。

折角補償金を頼りに建築にかゝつたものが、今さら全額課税せられたら、破産のほかはありません。これはひとり寺院、教會のみならず、教育團體、慈善團體、醫濟團體、あらゆる公益法人

共通の問題であります。金額にしますが、第一には文化日本の基盤たるべき公益事業の助成という上から、第二には法の公正という上から、ぜひとも別表二第五號、すなわち強制疎開による補償金につきましても、第一號と同様の軽減または免除がなされますよ

う、各派協同一致の下にこの法案を出した次第であります(拍手)何卒御審議の上、速やかに御協賛あらんことをお願いいたします。

○山口喜久一郎君 本案は政府提出増加所得税法委員に併せ付託せられんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 山口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

これにて議事日程は議了いたしました。明二十日は午後一時より本會議を開きます。次會の議事日程は公報をもつて通知いたします。本日はこれにて散會いたします。

午後四時七分散會

定價 一部 七十錢

發行所 東京都牛込區市ヶ谷本村町 印刷局 電話九段五三一 振替東京一九〇〇〇〇圖書